

## 審 査 基 準

令和7年6月2日作成

法 令 名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根 拠 条 項：第11条第1項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等給付金の支給等の裁定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
<p>法令の定め：</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条（法第2条第5項の政令で定める要件）、第2条（法第2条第6項の政令で定める身体上の障害の程度）、第3条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第4条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第5条（遺族給付基礎額）、第6条（遺族給付金に係る倍数）、第7条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第8条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第9条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第10条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第11条（法第9条第2項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第9条第4項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）、第16条（法第12条第1項の政令で定める額）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の2（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）、第23条（添付書類の省略）</p>
<p>準拠基準：犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「犯罪被害給付制度事務処理要領」（令和7年5月27日付け警察庁丙犯被発第6号別添）を参照して行うものとする。</p>
処 理 期 間：1年
申 請 先：富山県公安委員会
問い合わせ先：警務部警察相談課犯罪被害者支援係 076-441-2211(内線 2192)
備 考：

## 犯罪被害給付制度事務処理要領

### 第1 重傷病の認定等

#### 1 重傷病の要件等

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第5項に定める「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であり、かつ、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間に当該療養のために3日以上病院に入院することを要したもの（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったもの）である。ここで、3日以上病院に入院するとは、継続して3日以上病院に入院する必要はなく、3年間に通算して3日以上病院に入院することをいう。また、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこととは、継続して3日以上労務に服することができない状態にある必要はなく、3年間に通算して3日以上労務に服することができない程度であったことをいう。

なお、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合には、当該負傷又は疾病についての犯罪被害者負担額及びその療養についての休業加算額も遺族給付金の対象となるが、当該負傷又は疾病は重傷病の要件を満たす必要はなく、当該負傷又は疾病について加療及び入院日数に特段の要件は設けられていない。

#### 2 認定要領

重傷病の要件の認定については、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、病院に入院した日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書等により判断する。

また、犯罪被害者が死亡前に療養を受けた場合については、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態について医師の死亡診断書等から認定する。

### 第2 障害の認定

#### 1 障害の程度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）別表に定める身体上の障害は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害等級表に定める障害と同様である。

#### 2 認定要領

##### (1) 認定時期

法第2条第6項に定める「障害」の認定は、負傷又は疾病が治ったとき又はその症状が固定したときに行う。

「症状が固定したとき」とは、負傷又は疾病が治ったとはいえないが、医学的にそれ以上の療養の効果が期待し得ないと判断されたときをいう。

なお、犯罪による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の精神的な障害の症状が固定したことの判断については、他の災害補償関係法令における運用に倣い、適正な判断を行うものとする。

##### (2) 認定基準

障害の認定の基準は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害の認定の基準と同程度である。

### 第3 犯罪被害者及びその遺族

#### 1 犯罪被害者及びその遺族の国籍及び住所

法第3条の規定により、日本国内に住所を有する外国人が重傷病又は障害を受けた場合には、その者に犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）の受給資格があることとなり、また、遺族が日本人であるか、又は日本国内に住所を有する外国人であれば、犯罪被害者の国籍又は住所のいかんを問わず、遺族に給付金の受給資格があることとなる。

## 2 遺族の範囲と第一順位遺族

給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、法第5条に定めるところによるが、その取扱いは、次のとおりである。

### (1) 遺族の範囲について

ア 「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係をいうものであり、その事実を成立させようとする当事者間の合意と事実関係の存在とが要件になる。

したがって、婚姻の意思もなく単に同棲していた場合等は、これに当たらない。

また、当事者間の合意と事実関係の存在の要件があったとしても、民法の近親婚の制限（民法（明治29年法律第89号）第734条）等に該当するものについては、通常「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とすることはできない。

イ 「犯罪被害者の収入によって生計を維持していた」とは、専ら又は主として犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、犯罪被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合をもいう。

したがって、犯罪被害者と当該遺族が同居し、ともに収入を得ていた場合には、相互に生計依存関係がない場合を除いては、当該遺族は、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者に当たることとなる。

なお、犯罪被害者の収入には、勤労に基づく収入のほか、金利、家賃、地代、年金等の収入も含まれる。

### (2) 第一順位遺族について

第一順位遺族が2人以上ある場合には、その全員がそれぞれ第一順位遺族となる。

また、給付金の裁定を受ける前に第一順位遺族（2人以上ある場合は、その全員）が死亡した場合には、第二順位の遺族が第一順位遺族に繰り上がる。

## 第4 給付金を支給しないことができる場合

### 1 減額基準

- (1) 規則では法第6条各号の規定に応じ、「法第9条の規定による額の全部」を支給しない（3分の3減額）類型、「法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額」を支給しない（3分の2減額）類型及び「法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額」を支給しない（3分の1減額）類型の3つの類型を設けている。規則の規定と準拠した法の規定との関係は、次のとおりである。

規則の規定	準拠した法の規定	類型
第2条第1号	第6条第1号及び第3号	3分の3減額類型
第2条第2号	第6条第1号及び第3号	3分の2減額類型
第2条各号括弧書	第6条第1号及び第3号	3分の1減額類型
第3条	第6条第1号及び第3号	3分の3減額類型
第4条	第6条第2号及び第3号	3分の3減額類型
第5条	第6条第3号	3分の3減額類型
第6条第1号	第6条第2号及び第3号	3分の2減額類型
第6条第2号	第6条第2号及び第3号	3分の1減額類型
第7条	第6条第3号	3分の1減額類型

規則第8条は、規則第4条から第7条までの規定の特例として、これら各条の規定にかかわらず、給付金の全部又は一部を支給する場合を定めている。

- (2) 規則第2条から第7条までに規定する給付金の減額事由のうち、同時に2以上の減額事由に該当する場合の取扱いについては、規則第9条の規定に基づき、支給しないものとする額（規則第4条から第7条までに定める減額事由がある場合において、規則第8条の規定の適用があるときは、同条に定める額）が最も大きい事由に係る額を支給しないものとする。

## 2 規則第2条関係

### (1) 柱書本文について

ア 「犯罪被害者」から「犯罪被害者等給付金の支給を受けるべき者であって十八歳未満であったもの」を除いているのは、犯罪行為が行われた時において18歳未満であった者が、犯罪被害者として給付金を受給する立場にある場合には、その者と加害者との間に親族関係があることを理由とした減額は行わない趣旨である。

また、「第一順位遺族」について、「十八歳以上であった者（第一順位遺族が二人以上ある場合にあっては、その全てが十八歳以上であったときのいずれかの者）」に限るとしているのは、第一順位遺族（2人以上ある場合には、そのいずれかの者）が、犯罪行為が行われた時において18歳未満であった場合には、第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由とした減額は行わない趣旨である。

イ 「婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合」とは、犯罪行為が行われた時において、既に婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認められる事情がある場合をいい、例えば、次のような場合をいう。

- 夫婦間において婚姻関係が事実上解消していた（離婚の意思があり、実質的には離婚の実態がありながら、形式的に離婚の届出を行っていなかった）と認められる事情がある場合
- 夫婦間において離婚調停中であるなど、婚姻を解消しようとして具体的な行動がとられていた場合（この間、夫婦関係を継続していたと認められる事情がある場合を除く。）
- 犯罪被害者である妻が加害者である夫からの暴力によって生命又は身体に重大な危険を及ぼされ、それから逃れるため別居していた場合
- 犯罪被害者である妻が加害者である夫と同居していたものの、夫からの暴力の継続等により両者が支配・隷属関係にあったと認められる事情がある場合
- 加害者である夫が苦境にある家庭を顧みず、犯罪被害者である妻に対し、理不尽な金銭的要求や重大な侮辱等を繰り返すなど、婚姻関係を継続し難い重大な事由が認められる場合
- 養子縁組関係が事実上解消していたと認められる事情がある場合

ウ 「これと同視することが相当と認められる事情がある場合」とは、犯罪行為が行われた時において、既に、婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認められる事情がある場合と同一視できるような、親族としての関係が絶たれていたと認められる事情がある場合をいい、例えば、次のような場合をいう。

- 犯罪被害者である親が加害者である子の暴力から逃れるため別居し、居所を知られないよう住民票の閲覧制限を行っていた場合
- 犯罪被害者である甥と加害者である叔父との間において、もともと交流がなく、人間関係が形成されていなかった場合

エ 「加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合」とは、例えば、友人を殺害しようとしたところ、誤って父を殺害した場合など、加害者の人違いにより親族が犯罪被害に遭った場合、又はいわゆる通り魔殺傷事件や無差別殺傷事件等、加害者が特定加害の相手を特定しないで行った犯罪行為による犯罪被害者の中にたまたま親族が含まれていた場合をいう。なお、加害者が加害の相手の中に親族が含まれ

ていることを認識して犯罪行為を行ったと認められる場合は、これに当たらないものとする。

(2) 柱書ただし書について

加害者が心神喪失の状態で行った場合には、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由とした減額は行わない。

(3) 第1号及び第2号について

ア 第1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合」については、第3-2-(1)-アを参考にされたい。

イ 第1号の「縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合」とは、縁組の届出をしていないが、縁組が成立するために必要な民法上の実質的要件を備え、かつ、両者の間に互助又は扶養の関係が認められる場合をいう。

ウ 犯罪行為が行われた時において第一順位遺族（第一順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第4において同じ。）が18歳未満であった場合、その者が犯罪被害者に監護されていたときには、加害者と犯罪被害者の間に親族関係があることを理由とした減額は、3分の1減額にとどまる。

同号の「監護していた」とは、監督し、保護していたことをいい（民法第820条参照）、その収入によって生計を維持させていたことは必ずしも要しない。監護する者の例としては、同居して子の寝食の世話をし、指導・監督している親のほか、子を引き取って親代わりとして養育している親族等が挙げられる。

3 規則第3条関係

(1) 規則第3条は、仮に給付金を支給した場合に、それが結果として直接又は間接の形で加害者に財産上の利益をもたらすおそれがある場合には、給付金を支給しないとする趣旨であり、例えば、犯罪被害者又は第一順位遺族が加害者と事件後も同居を継続している場合や、同居を継続する意思を有する場合などがこれに当たる。

(2) 「親族関係があった場合」とは、規則第2条各号に掲げる夫婦、直系血族及びこれらを除いた三親等内の親族に該当する関係があった場合に限りならず、広く民法第725条に規定する親族に該当する関係があった場合をいう。

(3) 加害者が心神喪失の状態で行った場合には、規則第3条の規定による支給制限は行わない。

4 規則第4条関係

(1) 第1号について

「教唆」及び「幫助」は、刑法（明治40年法律第45号）第61条の教唆及び第62条の幫助と同義である。本号は、犯罪被害者又は第一順位遺族の積極的な行為を伴うものである。

(2) 第2号について

ア 「過度の暴行又は脅迫」とは、人に対する有形力の行使又は人に対する害悪の告知で、当該犯罪被害を招来することが社会通念上相当であると認められる程度のものをいう。

イ 「重大な侮辱」とは、人の社会的名誉又は名誉感情を害する行為で、当該犯罪被害を招来することが社会通念上相当であると認められる程度のものをいう。

ウ 「等」とは、過度のいやがらせ又は強要、重大な背信行為等をいう。

(3) 第3号について

ア 「関連する」とは、犯罪被害者又は第一順位遺族の著しく不正な行為がなければ当該犯罪行為もなかったという条件関係があることをいう。

例えば、強盗の共犯者が、強取した財物の一人占めを図るため、他の共犯者を殺害したときは、当該強盗行為は当該殺害行為に「関連する」ものといえる。

イ 「著しく不正な行為」とは、規則第4条第1号及び第2号に規定する行為以外の行為で、違法性の強いものをいう。

例えば、ノミ行為、賭博行為、麻薬又は覚せい剤の取引行為等である。

ウ 犯罪被害者又は第一順位遺族に当該犯罪行為に関連する不正な行為であって「著しく不正な」ものとまではいえないものがあつたときは、当該行為の態様に応じ、規則第6条第1号又は第2号に該当する。

#### 5 規則第5条関係

##### (1) 第1号について

ア 当該犯罪行為の「容認」とは、明示又は黙示の同意等当該犯罪行為を容認する行為をいう。これは受動的なものであり、教唆又は幫助による当該犯罪行為の容認は、この号の規定ではなく、規則第4条第1号の規定に該当する。

イ 「容認」は、普通の弁識能力を有する犯罪被害者又は第一順位遺族が任意かつ真意に行ったものであることを要する。

##### (2) 第2号について

「集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと」の認定を行うに当たっては、関係部課と十分に協議すること。

##### (3) 第3号について

ア 「その他の加害者と密接な関係にある者」とは、当該犯罪被害者又は第一順位遺族の行為が、当該犯罪行為の加害者に対する報復としてなされたと同一視し得る範囲内にある者をいう。

イ 「重大な害」とは、治療に要する期間、後遺障害の有無その他の事情に照らし、社会通念上看過することができない程度の傷害をいう。

#### 6 規則第6条関係

##### (1) 第1号について

ア 「暴行、強迫、侮辱」とは、人に対する有形力の行使、人に対する害悪の告知、人の社会的名誉又は名誉感情を害する行為で、規則第4条第2号に該当しないものをいう。

イ 「等」とは、いやがらせ、強要、背信行為等をいう。

##### (2) 第2号について

「当該犯罪被害を受ける原因となった不注意又は不適切な行為」とは、積極的な誘発行為ではないが、結果的に当該犯罪被害を受ける原因となった状況又は環境を作り出すような不注意又は不適切な行為をいう。

#### 7 規則第7条関係

(1) 「密接な関係があつたとき」とは、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に同居、交遊、同一職場における勤務、継続的な商取引等の関係があつて当事者間に人間関係を含む深い関係が生じており、この関係が当該犯罪行為の背景事情になっている場合をいう。

(2) その判断基準は、「法第9条の規定による額を支給することが社会通念上適切でない」と認められるときに該当するか否かであるが、具体的な判断に当たっては犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との関係、その関係と当該犯罪行為との関連、当該犯罪行為の動機・要因等を総合的に検討して個別に行うことになる。

(3) 犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に、三親等内の親族に該当する親族関係があつたときは、本条ではなく、規則第2条の規定によって減額が判断されるが、三親等内の親族以外の親族関係があつたときは、本条の規定により、当事者間の関係の実態等をみて「密接な関係があつた」か否かを判断することとなる。

#### 8 規則第8条関係

##### (1) 第1項について

「特段の事情があるとき」とは、次のような事情があるときをいう。

ア 規則第4条第2号及び第6条第1号の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族の行為は外形的にはこれらの規定に該当するが、当該犯罪被害が発生した過程における加害者の行為等に照らせば、当該犯罪被害者又は第一順位遺族についてこれらの規定に該当する行為を行わないことを期し難い事情があるとき。

イ 規則第7条の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に密接

な関係があった場合において、当該犯罪行為がその関係にかかわりなく、又は加害者の一方的な理由により行われたとき。

(2) 第2項について

ア 「当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合」とは、当該犯罪行為と犯罪被害者又は第一順位遺族が規則第5条第2号に規定する組織に属していたこととの間に何らの因果関係も認められない場合をいう。

イ 「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないとき」の認定を行うに当たっては、関係部課と十分に協議すること。

ウ 本項に該当する事情がある場合であっても、「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者」と規則第5条第2号に規定する組織との関係が継続している場合には、本項の「前項第一号の規定に該当する場合」、すなわち「特段の事情がある」場合に当たらない。

9 規則第10条関係

規則第10条は、概括規定として、規則第2条から第7条までの規定に準じ、給付金の全部又は一部を支給しないものとする場合について規定している。本条は、犯罪被害者と加害者の関係、遺族（第一順位遺族以外の遺族（法第5条第1項の遺族給付金の支給を受けることができる遺族をいう。）を含む。）と加害者の関係その他の事情から判断して、規則第2条から第7条までに定める減額事由の類推形態が認められる場合等に適用される。

10 給付金の減額に当たっての端数処理

処理については、次の方法によるものとする。

(1) 給付金の額に3分の1又は3分の2を乗じて得られる減額される額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 給付金の額から(1)で得られた額を減じて得た額を支給額とする。

第5 他の法令による給付等との関係

1 法第7条第1項の給付等

(1) 災害給付の種類

法第7条第1項の規定により遺族給付金（法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分を除く。）及び障害給付金の調整対象となる他の法令による給付等（以下「災害給付」という。）としては、規則第12条において、不慮の死亡又は障害が発生した場合に支給される災害補償関係法令による障害（補償）給付、遺族（補償）給付等が定められている。

なお、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等による年金たる給付及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当は法第7条第1項の調整対象からは除かれている。

(2) 災害給付に相当する金額

ア 調整基礎額

この制度においては、厚生年金保険法、国民年金法等の規定による年金たる給付及び児童扶養手当法の規定による児童扶養手当との調整を行わないこととしているため、災害給付に相当する金額の算定に当たって、当該災害給付とこれらの年金たる給付等との調整関係がある場合には、その調整関係を考慮した上で当該災害給付に相当する金額を算定することとし、これらの年金たる給付等が実質的に支給されることとなるように配慮することとしている。そのため、災害給付に相当する金額の算定に当たっては、まず、当該災害給付に係る調整基礎額を次のとおり算定することとしている。

a 年金たる給付等との調整関係がない災害給付については、当該災害給付の額を調整基礎額とする。

b 災害給付が行われることにより、厚生年金保険法若しくは国民年金法の規定による年金たる給付の支給が停止され、又は児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給が行われないうこととなる場合には、当該支給が停止される年金たる給付の額又は支給が行われないうこととなる児童扶養手当の額（これらの額が当該災害給付の額を超えるときは、当該災害給付の額）を当該災害給付の額から減じて得られる額を調整基礎額とする。

イ 災害給付に相当する金額の算定方法

a 災害給付が一時金としてのみ行われるべき場合

災害給付が一時金としてのみ行われるべき場合には、アの方法により求めた調整基礎額を当該災害給付に相当する金額とする。

b aに掲げる場合以外の場合

aに掲げる場合以外の場合としては、災害給付が年金の方式で行われるべき場合が典型的な例であるが、このほか年金と一時金との組み合わせの方式で行われるべき場合（年金について前払一時金又は差額一時金が支給される場合）等がある。

このような場合には、災害給付が行われるべき事由が生じた時における法定利率を用いた単利の方法により、将来にわたり支給を受けるべき災害給付の額の現在価値を求め、その額を当該災害給付に相当する金額とする。

この算定方法を示したものが、規則第13条第1項後段の規定であるが、災害給付が年金の方式で行われる場合を例にして、これを式で表わすと次のようになる。

災害給付に相当する金額

$$= \sum_{t=1}^n \frac{k}{1+p \times t}$$

$\left[ \begin{array}{l} k \text{ は、災害給付に係る調整基礎額} \\ n \text{ は、災害給付が行われるべき事由が生じた時からその給付が行われることがなくなる時（例えば、受給権者の死亡の時）までの期間（例えば、受給権者の平均余命）の年数（1年未満は切捨て）} \\ p \text{ は、災害給付が行われるべき事由が生じた時における法定利率である。} \end{array} \right]$

災害給付に相当する金額の算定は、この式によって行うべきものであるが、実際には、別途警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長から通達する「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数を用い、次の計算式によって行うことが便利である。

災害給付に相当する金額

$$= k \times r$$

$\left[ \begin{array}{l} k \text{ は、災害給付に係る調整基礎額} \\ r \text{ は、「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数} \\ \text{この場合における年数は、上記計算式における } n \text{ である。} \end{array} \right]$

(3) 災害給付に相当する金額の限度で遺族給付金（法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分を除く。）を支給しない場合

死亡である犯罪被害を原因として災害給付が行われるべき場合には、当該犯罪被害に係る遺族給付金の支給を受けるべき第一順位遺族が災害給付の支給を受けるべきときのほか、第一順位遺族以外の遺族給付金の受給資格を有する遺族の中に災害給付の支給を受けるべき者がいるときも、当該災害給付に相当する金額の限度において、遺族給付金を支給しないこととなる。

## 2 法第7条第2項の給付等

### (1) 療養給付の種類

法第7条第2項の規定により重傷病給付金及び遺族給付金（法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分に限る。）の調整対象となる他の法令による療養に関する給付等（以下「療養給付」という。）は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号。以下「令」という。）第9条に規定する法律（健康保険法（大正11年法律第70号）等）以外の法令（条例を含む。）の規定により行われるべき療養に関する給付と定められている。具体的には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付等の災害補償関係法令による療養に関する給付、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）による医療費、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付（保険診療の自己負担相当額に係る部分に限る。）、地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付等が想定される。

### (2) 休業給付の種類

法第7条第2項の規定により重傷病給付金及び遺族給付金（法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分に限る。）の調整対象となる他の法令による給付等（以下「休業給付」という。）は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかったことを原因として労働者災害補償保険法その他の法令（条例を含む。）により行われるべき給付と定められている。具体的には、労働者災害補償保険法による休業（補償）給付等の災害補償関係法令による休業に関する給付、健康保険法による傷病手当金、自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付（休業損害に係る部分に限る。）、地方公共団体の条例に基づいて行われる休業に係る給付等が想定される。

### (3) 療養給付及び休業給付との関係

犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間の療養について行われるべき療養給付及び同期間の休業について行われるべき休業給付の額の限度において、重傷病給付金及び遺族給付金（法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分に限る。）を支給しない。

## 第6 損害賠償との関係

### 1 損害賠償額との調整

法第8条第1項に定める「損害賠償を受けたとき」とは、犯罪被害者又はその遺族が加害者等から現実には損害賠償を受けたときのほか、適法にその損害賠償請求権を放棄したときを含むものである。

犯罪被害による損害をてん補する目的でなされた加害者等からの給付であれば、賠償金、見舞金等の名称のいかんを問わず、ここにいう「損害賠償」に当たる。

死亡である犯罪被害を原因として損害賠償が行われた場合には、当該犯罪被害に係る遺族給付金の支給を受けるべき第一順位遺族が損害賠償を受けたときのほか、第一順位遺族以外の遺族給付金の受給資格を有する遺族の中に損害賠償を受けた者がいるときも、当該損害賠償の価額の限度において、遺族給付金を支給しないこととなる。

### 2 損害賠償請求権の取得

法第8条第2項の規定により、国は、給付金を支給したときは、その額の限度において、当該給付金を受けた者が有する損害賠償請求権を取得することとされているが、この損害賠償請求権に係る事務は、国家公安委員会及び警察庁長官官房において処理することとしている。

## 第7 遺族給付基礎額及び倍数

## 1 遺族給付基礎額

法第9条第1項に規定する遺族給付基礎額は、令第5条の規定により、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（以下「収入日額」という。）を基に算定するが、その取扱いは、次のとおりである。ただし、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であって、遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合にあつては6,600円を、生計維持関係遺族が含まれない場合にあつては6,400円を、次によらず、収入日額にかかわらず、遺族給付基礎額とする。

- (1) 犯罪被害者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者である場合の収入日額は、同法第12条に規定する平均賃金の例により定めることとなるが、同条に規定する平均賃金の算定については、常用労働者及び日雇労働者のそれぞれにつき、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）、厚生労働大臣告示及び関係通達によって多岐にわたる算定方法が示されているところであるので、給付金の申請に対する裁定に当たっては、当該事案における犯罪被害者ごとに当該計算方法の例により各個に算定することとなる。
- (2) 令第5条第1項に定める「その他の者」とは、労働基準法第9条の労働者以外の者として勤労に基づく収入を得ていた者及びこの場合と同法第9条の労働者として賃金収入を得ていた場合とが併存する者のほか、被害当時無職であった者を含む。
- (3) 犯罪被害者の収入日額の算定に当たっての調査等については、次のような方法を参考とされたい。
  - ア 労働基準法第9条の労働者の収入日額は、事業主に対し、賃金台帳の提出を求めるなどの方法をとること。
  - イ 労働基準法第9条の労働者以外の者としての収入額については、遺族に対し、収入額を疎明できるような資料を提出させることとする一方、犯罪被害を受けた年の前年の所得税の確定申告書の写し又は市民税、県民税の特別税徴収額の徴収通知等を参考にすること。
  - ウ 以上の疎明資料が全く得られない場合にあつては、収入日額を「0」と算定し、令第6条第1項第1号に掲げる場合は令別表第1、令第6条第1項第2号に掲げる場合は令別表第2で定める最低額を遺族給付基礎額とすること。
- (4) 遺族給付基礎額の算定に当たっての端数の取扱いについては、次のとおりである。
  - ア 収入日額について、小数点以下第二位未満に端数が生じた場合には、小数点以下第三位を四捨五入する。
  - イ アで求めた収入日額に、100分の70を乗じて得られる遺族給付基礎額については、端数処理を行わない。

## 2 遺族給付基礎額算定に当たっての加算

「遺族給付金の支給を受けるべき遺族が、犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子又は父母であった場合」については、上記1により算定した額に、4,200円を加えた額を遺族給付基礎額とする（令第5条第3項）。

なお、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」者の概念については、第3-2-(1)-アと同様である。

## 3 遺族給付金に係る倍数

- (1) 法第9条第1項の規定により遺族給付金の額を算定するため遺族給付基礎額に乗ずるべき倍数は、令第6条に定めるところであるが、当該倍数については、遺族給付金の支給を受けることができる遺族の態様に応じて定められるものであり、遺族給付金の支給を受けることとなる第一順位遺族の態様に応じて定められるものではない。
- (2) 遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合における遺族給付金に係る倍数の算定方法は、次のとおりとなる（令第6条第1項第1号）。

ア 「当該生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時八歳未満であった者が含まれていない場合」については、令第6条第1項第1号イ(1)から(4)までに規定する生計維持関係遺族の人数の区分に応じた倍数が、遺族給付金に係る倍数となる。

イ 「イに掲げる場合以外の場合」、すなわち、当該生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時八歳未満であった者が含まれている場合については、令第6条第1項第1号イ(1)から(4)までに規定する生計維持関係遺族の人数の区分に応じた倍数（以下「基礎倍数」という。）に、八歳未満の生計維持関係遺族の年齢ごとの人数に応じた同号ロ(1)の表中の数を合計した数を加えた倍数が、遺族給付金に係る倍数となる。

例えば、生計維持関係遺族が犯罪行為が行われた当時6歳、3歳及び1歳であった子の場合、生計維持関係遺族の人数は3名であることから、基礎倍数は2,230となる。これに、次の①から⑧までの数の合計1,355を加えた、3,585倍が遺族給付金に係る倍数となる。

- ① 8歳未満の生計維持関係遺族の人数（3人）に応じた数 223（ロ(1)）
- ② 7歳未満の生計維持関係遺族の人数（3人）に応じた数 223（ロ(2)）
- ③ 6歳未満の生計維持関係遺族の人数（2人）に応じた数 201（ロ(3)）
- ④ 5歳未満の生計維持関係遺族の人数（2人）に応じた数 201（ロ(4)）
- ⑤ 4歳未満の生計維持関係遺族の人数（2人）に応じた数 201（ロ(5)）
- ⑥ 3歳未満の生計維持関係遺族の人数（1人）に応じた数 153（ロ(6)）
- ⑦ 2歳未満の生計維持関係遺族の人数（1人）に応じた数 153（ロ(7)）
- ⑧ 1歳未満の生計維持関係遺族の人数（0人）に応じた数 0（ロ(8)）

(3) 令第6条第2項の「犯罪被害者の収入によって生計を維持」の概念及び同項第1号及び第2号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」者の概念については、第3-2-(1)と同様である。

#### 4 遺族給付金の額の算定に当たっての端数処理

遺族給付基礎額に遺族給付金に係る倍数を乗じて得られる遺族給付金の額が支給額たる確定金額となる場合において、円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

### 第8 犯罪被害者負担額

#### 1 犯罪被害者負担額の定義

法第9条第2項に定める犯罪被害者負担額は、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間における療養に要した費用の額から、令第9条に規定する法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた当該負傷又は疾病から3年の間における療養に関する給付の額を控除して得た額である。

ここで、療養に要した費用の額は、基本的に健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による療養に関する給付の対象となったものについては、それぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定することとする。

また、令第9条に規定する法律は、第3号の国家公務員共済組合法を準用し、又はその例による場合として、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）を含む。

さらに、介護保険法の規定による療養に関する給付とは、同法の規定による給付（これには医療系のサービスのみならず福祉系のサービスも含まれる。）のうち、医療系サービスに限定される。医療系サービスとは、①同法第8条第4項に規定する訪問看護、②同法第5項に規定する訪問リハビリテーション、③同法第6項に規定する居宅療養管理指導、④同法第8項に規定する通所リハビリテーション、⑤同法第10項に規定する短期入所療養介護、⑥同法第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。）、⑦同法第23項に規定する複合型サービス（①～⑤を含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介

護の部分を除く。)に限る。)、⑧同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護、⑨同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、⑩同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、⑪同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション及び⑫同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。

## 2 犯罪被害者負担額の算出方法

犯罪被害者負担額の算出の手順は、次のとおりである。

- (1) 犯罪被害者は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、原則として保険診療を受けることから、その療養のために当該負傷又は疾病から3年の間にかかった保険診療に係る自己負担額（医療機関等が発行する領収書上明らかとなる。）を合計する。その合計額を犯罪被害者負担額とする。

なお、病院に入院したときの食事療養に係る自己負担額（いわゆる標準負担額）も保険診療に係る自己負担額であり、犯罪被害者負担額に含まれる。

- (2) 犯罪被害者が、当該療養についてやむを得ず保険診療を受けられなかった場合には、当該犯罪被害者に対し、その者が加入する保険者（健康保険組合等）から療養費等（償還払いによる保険給付）を受け取るよう促し、その結果明らかとなる保険診療に換算した場合の自己負担額（保険者は犯罪被害者に係る療養に要した費用の額を保険診療に換算することから、その保険診療に換算した額から療養費等を控除して得た額が保険診療に換算した場合の自己負担額となる。）を合計する。その合計額を犯罪被害者負担額とする。

- (3) 以上の手順により算出される自己負担額が高額に達する場合には、高額療養費、付加給付等の保険給付がなされることがあるが、この場合には、当該自己負担額から高額療養費等の保険給付を控除して得た額を犯罪被害者負担額とする。

- (4) 犯罪被害者と同一世帯に属する者が受けた療養の保険診療に係る自己負担額と合算されて高額療養費等の保険給付がなされる場合には、犯罪被害者に係る自己負担額から、高額療養費等の支給額に、犯罪被害者に係る自己負担額（高額療養費等の支給の対象となる自己負担額に限定される。）を当該世帯に係る自己負担額（高額療養費等の支給の対象となる自己負担額に限定される。）で除して得た割合を乗じて得た額を控除して得た額を犯罪被害者負担額とする。

犯罪被害者が当該負傷又は疾病から3年を経過して受けた療養に係る自己負担相当額や犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病以外を原因として受けた療養に係る自己負担額と合算されて高額療養費等の保険給付がなされる場合も同様にして犯罪被害者負担額を算出する。

なお、上記の算出方法により犯罪被害者負担額を算出するに当たり、犯罪被害者に係る自己負担額から控除すべき高額療養費等の支給額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

## 3 無保険者についての犯罪被害者負担額

- (1) 犯罪被害者が令第9条に規定する法律の規定により療養に関する給付を受けることができない場合にあっては、1月（暦月）当たり(2)に規定する上限月額を限度として、当該負傷又は疾病から3年の間に犯罪被害者が当該負傷又は疾病の療養（令第9条に規定する法律の規定による療養に関する給付の対象となるべきものに限る。）に現に要した費用の額を犯罪被害者負担額とする。

- (2) 上限月額は、原則80,100円であるが、当該療養のあった月以前の12月以内に、犯罪被害者が当該負傷又は疾病の療養に現に要した費用の額が上限月額を超えた月（当該療養のあった月を除く。）が3月以上ある場合における、当該療養のあった月の上限月額は、44,400円となる。

## 4 犯罪被害者負担額の算出方法の特例

当該負傷又は疾病の療養のための入院が当該負傷又は疾病から3年の間の末日の翌日以降に及ぶものとなったため、当該負傷又は疾病から3年の間における療養に要した費用の額を知ることが困難である場合（以下これに該当する入院を「特定入院」という。）には、当該末日の属する月（以下「最終月」という。）の犯罪被害者負担額

は、最終月の保険診療に係る自己負担額に、最終月の当該負傷又は疾病から3年の間における特定入院に係る入院日数を最終月の特定入院に係る入院日数で除して得た率を乗じて得た額とする。

なお、上記の算出方法により最終月の犯罪被害者負担額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

## 第9 休業加算額

法第9条第3項又は第5項第2号に規定する休業加算額は、犯罪被害者が犯罪被害により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日がある場合に重傷病給付金又は遺族給付金に加算されるものであり、犯罪行為が行われた当時、犯罪被害者が無収入であった場合には、加算されない。

### 1 休業加算基礎額

法第9条第3項に規定する休業加算基礎額は、令第12条の規定により、収入日額を基に算出するが、その取扱いは、第7-1と同様である。ただし、第7-1-(3)ウ中「以上の」とあるのは「療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日があること自体は認定できるものの、以上の」と、「令第6条第1項第1号に掲げる場合は令別表第1、令第6条第1項第2号に掲げる場合は令別表第2」とあるのは「令別表第3」と、第7-1-(4)中「遺族給付基礎額」とあるのは「休業加算基礎額」と、「100分の70」とあるのは「100分の48」と読み替えるものとする。

また、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が20歳未満である場合にあっては、収入日額にかかわらず、3,200円を休業加算基礎額とする。

### 2 休業日の数

休業日の数は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日（負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間の日に限る。）のうち、次に掲げるものを除いたものの数である。

ただし、年俸制、月給制等の場合で、当該療養に係る期間の収入が減少したものの、減少の原因となった日が特定できない場合には、当該減少額を収入日額で除した商を収入の全部を得ることができなかつた日の数とし、剰余がある場合には、当該剰余を部分休業日（1日）に得た数とする。また、休業日の数を認定できる資料が全く得られない場合にあっては、休業日の数を「0」と認定し、休業加算額を加算しない。

- (1) 休業加算基礎額を超える収入を得た日
- (2) 当該収入の全部又は一部を得ることができなかつた日の第3日目までの日
- (3) 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置をされていた日
- (4) 被留置受刑者として留置施設に留置をされていた日
- (5) 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされていた日
- (6) 労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされていた日
- (7) 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条第1項の規定による監置の裁判の執行のため留置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされていた日
- (8) 少年法第24条第1項第2号又は第3号の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致をされ、収容をされていた日

なお、休業日の認定に当たっては、医師又は歯科医師の認定と犯罪被害者の事業所等の認定によることとなるが、仮に両者の認定に齟齬が生じた場合には、これらに共通して重なる日を基準とする。

また、認定された休業日に、労働基準法第35条に定める「休日」が含まれる場合に

は、当該「休日」についても休業日に含むこととする。

そのほか、(3)については、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（令和7年国家公安委員会規則第10号）附則第5条に規定する経過措置も踏まえること。

### 3 部分休業日について得た収入の額を合算した額

部分休業日とは、2の休業日のうち、当該犯罪被害者が従前その勤務に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日である。

部分休業日について得た収入の額を合算した額は、各部分休業日において得た収入のそれぞれの額を合算して算定する。

### 4 休業加算額の算定に当たっての端数処理

休業加算基礎額に休業日の数を乗じて得られる額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

## 第10 障害給付基礎額及び障害給付金に係る倍数

### 1 障害給付基礎額

法第9条第7項に規定する障害給付基礎額は、令第14条の規定により、収入日額を基に算定するが、その取扱いは、第7-1と同様である。ただし、第7-1-(3)-ウ中「令第6条第1項第1号に掲げる場合は令別表第1、令第6条第1項第2号に掲げる場合は令別表第2」とあるのは「身体上の障害の程度が障害等級の第1級から第3級までのいずれかに該当する場合は令別表第4、障害等級第4級から第14級までのいずれかに該当する場合は令別表第5」と、第7-1-(4)中「遺族給付基礎額」とあるのは「障害給付基礎額」と、「100分の70」とあるのは「100分の80」と読み替えるものとする。

また、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であって、身体上の障害の程度が障害等級の第1級から第3級までのいずれかに該当する場合にあっては7,600円を、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が20歳未満であって、身体上の障害の程度が障害等級の第4級から第14級までのいずれかに該当する場合にあっては5,900円を、収入日額にかかわらず、障害給付基礎額とする。

### 2 障害給付金に係る倍数

法第9条第7項の規定により障害給付金の額を算定するため障害給付基礎額に乗ずるべき倍数は、令第15条各号に定めるものである。

### 3 介護の必要性

(1) 令第15条第1号の「常時介護を要する状態」に該当するものは、次のとおりである。

- ① 規則別表障害等級第1級第3号に規定する身体上の障害
- ② 規則別表障害等級第1級第4号に規定する身体上の障害
- ③ ①及び②以外の障害等級第1級に当たる身体上の障害のうち、①又は②と同程度の介護を要する状態にあるもの

(2) 令第15条第2号の「随時介護を要する状態」に該当するものは、次のとおりである。

- ① 規則別表障害等級第2級第3号に規定する身体上の障害
- ② 規則別表障害等級第2級第4号に規定する身体上の障害
- ③ ①及び②以外の障害等級第2級に当たる身体上の障害のうち、①又は②と同程度の介護を要する状態にあるもの

### 4 障害給付金の額の算定に当たっての端数処理

障害給付基礎額に障害給付金に係る倍数を乗じて得られる障害給付金の額が支給額たる確定金額となる場合において、円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

## 第11 給付金の支給手続

### 1 制度の広報及び教示

警察施設等の公共の施設等への広報用ポスター等の掲示、都道府県公安委員会及び都道府県警察本部のホームページ、部内外の広報資料等への制度に関する情報の掲載等の広報を継続的に実施することにより、本制度の周知を図り、犯罪被害者又はその遺族からの自主的な申請を支援する。

また、本法の「犯罪被害」に該当し、又は該当する可能性があると認められる事案を把握した場合は、犯罪被害者等給付金の支給対象となり得ることから、被害者の手引き、広報用リーフレット等を直接交付するなどの方法により、犯罪被害者又はその遺族に対して個別に制度を教示する。ただし、犯罪被害者又は第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。）に規則第2条、第4条又は第5条の不支給事由があると見込まれる場合や他の法令による給付、損害賠償等との調整が行われると見込まれる場合であって、犯罪被害者等給付金が出支給となることが明らかな場合など、教示することが犯罪被害者又はその遺族の心情を害することが懸念される場合は、この限りでない。

## 2 裁定の申請

### (1) 申請者

給付金の支給に係る申請は、同一の犯罪被害について2人以上の者が申請する場合であっても、裁定を受けようとする者がそれぞれの住所地を管轄する公安委員会に対して個別に行うものである。

### (2) 添付書類の内容

ア 規則第16条第3号の書類は、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等である。

イ 規則第16条第4号の書類は、先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等である。

ウ 規則第16条第5号の書類は、住民票の写し、送金証明等である。

エ 規則第16条第7号の書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、送金証明等である。

オ 規則第16条第8号の書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し等である。

カ 規則第16条第9号、第17条第5号イ又は第18条第3号の書類は、給与証明書、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書の写し等である。

キ 規則第16条第10号、第17条第4号又は第18条第4号の書類は、医師又は歯科医師の診断書、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等である。

ク 規則第16条第11号ア又は第17条第1号の診断書等には、

- ・ 犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日
- ・ 負傷又は疾病から3年間における入院日数（規則第17条第1号の場合に限る。）
- ・ 負傷又は疾病の状態

を明記させること。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったことを明記させること。

ケ 規則第17条第2号及び第3号の書類は、犯罪被害者が自己負担した医療費に係る領収証等である。

コ 規則第17条第5号アの診断書等には、負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかつたと認められる期間を明記させること。

サ 規則第17条第5号ウ及びエの書類は、犯罪被害者が勤労する事業所等が発行した勤労の状況に関する証明書等であり、

- ・ 負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかつた期間
- ・ 負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部を得ることができなかつた日数
- ・ 負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入の一部を得ることができなかつた日（部分休業日）の年月日及び数並びに当該各部分休業日に得た収入の

額

を明記させること。

シ 規則第18条第1号又は第2号の診断書等には、

- ・ 負傷又は疾病が治ったこと（症状が固定したこと）
- ・ 負傷又は疾病が治った日（症状が固定した日）
- ・ 負傷又は疾病が治ったとき（症状が固定したとき）における身体上の障害

の部位及び程度

を明記させること。

(3) 添付書類の省略

ア 規則第23条第1項の「申請書の余白にその旨を記載して」とは、申請書の備考欄に次の事項を記載することにより行う。

(ア) 同時に申請した同一世帯に属する者の氏名

(イ) 省略した添付書類の名称

イ 規則第23条第2項の「特に必要がないと認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(ア) 障害給付金又は重傷病給付金に係る裁定の申請を行った申請者が死亡したため、その遺族が改めて遺族給付金に係る裁定の申請（以下「遺族給付金の申請」という。）を行う場合における規則第16条第9号の書類等により証明すべき事項、遺族給付金の申請を行った者が裁定を受ける前に死亡したため、新たに第一順位遺族となった者が改めて遺族給付金の申請を行った場合における両者の申請に重複する証明事項等、当該公安委員会において当該関係手続上既に明らかとなっている事項を改めて申請者に証明させる必要がないとき

(イ) 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であり、かつ、当該犯罪被害者に係る遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合（当該犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての休業加算額が遺族給付金の対象となる場合を除く。）又は当該犯罪被害者が当該犯罪行為により負った身体上の障害が障害等級第1級から第3級までのいずれかに該当する場合における当該犯罪被害者の収入日額など、規定上当該事項を申請者に証明させる必要がないとき

(4) 申請することができる期間

法第10条第2項の「二年を経過したとき」又は「七年を経過したとき」は、それぞれ、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日の翌日から起算する。

(5) 申請期間の特例

法第10条第2項の期間を経過した場合であっても、犯罪被害者又は第一順位遺族が当該申請をできなかったことにつき「やむを得ない理由」があるときは、当該犯罪被害者又は第一順位遺族は、その理由がやんだ日から6月以内に限り申請をすることができる（「6月」は、「やむを得ない理由」がやんだ日の翌日から起算する。）。

「やむを得ない理由」に当たり得る場合としては、例えば、

- ・ 当該犯罪行為の加害者による監禁等のため犯罪被害の発生を知ってから2年間以上身体上の自由を不当に拘束されていた場合
- ・ 行方不明として取り扱われていた者が、犯罪被害から7年間を経た後に死体で発見され、その時点で初めて犯罪被害であると判断された場合

等が考えられるが、実際の申請期間の特例の適用の判断に当たっては、申請期間の原則を一律に適用することが犯罪被害者又は第一順位遺族にとって酷であると考えられる真にやむを得ない特段の事情があったかどうかを個別具体的に判断する。

(6) 申請に関する事務の処理

ア 事務処理機関

申請の受付その他の申請に関する事務の処理は、都道府県警察の本部において給付金に関する事務を担当する課（以下「事務担当課」という。）及び警察署に

おいて行う。

#### イ 事務処理手続

- (ア) 申請が代理人によって行われたものであるときは、委任状原本の提出を受け、代理人の住所及び氏名を申請書の申請者欄の下部に記入させる。
- (イ) 申請書に必要な事項の記載もれがないことを確認する。
- (ロ) 申請書に不備があった場合には、申請を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を行い、相当な期間を定めて申請書の補正を求める。この場合は、その経過を報告書で明らかにしておく。  
なお、重傷病の療養が終わる前又は給付期間（3年）が経過する前に重傷病給付金の申請がなされた場合には、重傷病であることが明らかになった後であれば当該申請を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を行い、必要な申請書の補正を求める。
- (ハ) 申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備は、事務担当課において職権で補正する。
- (ニ) 申請書の受付に当たっては、申請書の「受付」の欄に受付年月日、受付番号及び申請書の提出を受けた警察署名を記入する。  
受付番号に関する事務は、事務担当課において一括処理するものとし、警察署において申請書を受け付けた場合には、警察署から事務担当課に受付番号を問い合わせることとする。
- (ホ) 警察署において受け付けた申請書は、直ちに事務担当課に送付する。
- (ヘ) 申請書を受け付けた場合は、その旨を公安委員会に報告するものとする。

#### ウ 事務処理上の留意点

- (ア) 事務担当課長及び警察署長は、受付事務を担当する職員が申請者に対して十分な教示を行うことができるよう、その指導・教養の徹底を図ること。
- (イ) 申請書に記載された内容から次に掲げる事項に該当すると認められるときにおいても、当該申請を受け付け、調査を行い事実関係を明らかにした上で不支給の裁定を行うこととする。
  - a 申請書の提出された日が、前記(4)に定める期間内でないこと。
  - b 申請に係る被害が法第2条に定める「犯罪被害」でないこと。
  - c 申請者が給付金の受給資格を有しないこと。
- (ロ) 申請の受付に当たっての留意事項  
申請の受付に当たっては、申請者に係る損害賠償の受領の見込みについて把握するとともに、申請者に対し、規則第19条により裁定を受けるまでの間に損害賠償を受けたときはその旨を当該裁定の申請を行った公安委員会に届け出る義務が課されていることを十分認識させる。

### 3 裁定のための調査等

#### (1) 調査等に要する事務の処理

##### ア 事務処理機関

法第13条第1項及び第2項の規定による裁定のための調査等に関する事務の処理は、事務担当課において行う。

##### イ 調査等の要領

- (ア) 調査事項及び調査方法の検討  
申請事案についてその事実関係の概要を把握し、当該事案の裁定を行うために必要な調査事項及びその調査方法を検討する。
- (イ) 法第13条第1項の調査等について
  - a 法第13条第1項の調査等の対象となる者は、「申請者その他の関係人」であり、その他の関係人とは、加害者の親族、犯罪被害者を診察した医師等、申請事案について直接又は間接に関係のある者をいう。
  - b 申請者その他の関係人に報告をさせる場合は、報告書を提出させ、又は供述書を作成するものとする。

- c 法第13条第1項の「文書その他の物件」とは、例えば、申請者と犯罪被害者との内縁関係を証明する手紙、日記、写真類等、申請者その他の関係人が所持しているもので、裁定を行うために必要であると認められるものである。これを提出させるに当たって提出者の要求があるときは、預かり証を交付するなどの措置を行うものとする。

また、裁定が終了し、給付金支払いまでの事務手続が完了した場合には、速やかに、提出させた物件を提出者に返還しなければならない。
  - d 申請者その他の関係人に対する出頭命令及び医師の診断を受ける旨の命令は、文書により通知するものとする。
  - (ウ) 法第13条第2項の調査等について
    - a 別紙「裁定のために必要な調査事項とその照会先」を参考にして、当該事案における調査事項及び照会先を決定する。
    - b 照会先ごとに様式第1号「犯罪被害給付関係事項照会書」を作成して発送する。この場合において必要があれば様式第2号「犯罪被害給付関係事項回答書」の様式も添えて発送する。
  - (エ) 回答書等の検討と補充調査の実施

回答書、申請者その他の関係人の報告書等の内容を整理・検討して、更に調査等を要する事項がある場合には、前記(イ)、(ウ)で示した方法により再調査を行う。
  - (オ) 損害賠償の届出が行われた場合の取扱い

規則第19条の規定により、申請者から損害賠償を受領した旨の届出が行われた場合における当該届出文書に関する事務の処理は、申請に関する事務の処理に準じて行うものとする。
  - ウ 調査等の実施における留意点
    - (ア) 電話や口頭により補充的な調査等を行う場合であっても、調査年月日及び調査対象者を明らかにしてその内容を記録するなど文書による記録を残すよう心掛けること。
    - (イ) 調査等は、裁定を行うために必要な範囲に限られるものであり、調査権の濫用にわたることのないよう留意すること。また、調査等を行うに当たっては、犯罪被害者又はその遺族の心情を十分に理解し、その尊厳を傷つけることのないよう留意すること。
    - (ウ) 裁定に当たっては、捜査資料、申請書類、加害者及び申請者からの聴取等により、加害者に犯罪被害者又はその遺族に対する損害賠償を行う資力及び意思があるかどうかにつき必要な調査及び検討を行うこと。
  - (2) 法第13条第3項の規定による申請の却下に関する事務の処理
    - ア 申請を却下する場合

法第13条第3項の「正当な理由」とは、申請者の報告が黙秘権又は公務員の守秘義務等にかかわる場合、申請者が病気等のため出頭できない場合等、法第13条第1項の調査に協力することができないやむを得ない理由をいう。
    - イ 裁定申請却下の手続

申請者が法第13条第1項の調査等に協力しないため適正な裁定を行うことができないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにした裁定申請却下案を公安委員会に提出し、裁定申請却下の決裁を受けることとする。

      - (ア) 申請者に対して行った調査等の内容及び方法
      - (イ) 調査等に協力しないことについて正当な理由がないこと
    - ウ 裁定申請却下に関する事務処理上の留意点

申請者が調査等に協力しない場合は、申請者に対して、申請が却下されるおそれがある旨を教示するなどして、申請者の協力を促すこと。
- #### 4 裁定
- (1) 事実関係の検討

ア 事務担当課における検討と検討調書の作成

調査等により収集された資料を、事務担当課において整理検討し、「検討調書」を作成する。

(ア) 検討調書は、犯罪被害者ごとに作成する。

(イ) 各項目ごとに事実認定の基礎となった資料名を記入する。

(ウ) 記載内容が推定又は意見である場合には、その旨を明確にする。

イ 事実関係の検討における留意点

同一事案について2人以上の者が異なる公安委員会に対して申請を行った場合は、当該都道府県警察の事務担当課において十分連絡をとりあい、当該事案に係る事実関係等の認定において、齟齬を生じないよう配慮すること。

(2) 給付金支給検討票の作成

事務担当課における検討の後、検討結果を集約して、様式第3号「給付金支給検討票」（以下「検討票」という。）を作成する。

ア 検討票は、申請に係る給付金の種別ごと、かつ犯罪被害者ごとに作成する。

イ 記入すべき事項がない場合は「無」と、不明である場合には「不明」と記入する。

ウ ①の欄には、申請者の氏名を記入する。

エ ②の欄には、「遺族」、「重傷病」、又は「障害」の別を記入する。

オ ③の欄には、「裁定」と記入する。

カ ④の欄には、前科・前歴、犯罪被害者が過去に給付金の支給を受けた場合はその内容、及びその他参考となる事項を記入する。

キ ⑤の欄には、犯罪被害者が当該犯罪被害を受けた原因、関係者の言動が明らかになるよう具体的に記入する。

ク ⑥の欄には、犯罪被害者の入院期間（重傷病給付金裁定の場合）、治療期間を記入する。

ケ ⑦の欄には、犯罪被害者の加入する医療保険の種別及び犯罪被害者負担額を記入する。

コ ⑧の欄には、犯罪被害者の勤労による収入を認定した資料、収入日額の計算の根拠規定、計算式を記入する。

サ ⑨の欄には、「遺族」又は「障害」の別を記入する。

シ ⑩の欄には、⑧の収入日額から計算した額と令別表第1から別表第5までの最高額及び最低額との比較を記入し、( )内には、最高、中間、最低のいずれかを記入する。また、第7-2により、遺族給付基礎額の算定に当たって加算を行う場合には、上述した比較を行った後の数値に4,200円を加えた額を結果として記載すること。

ス ⑪の欄には、犯罪行為が行われた当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた遺族のうち、令第6条第2項各号のいずれかに該当する者及びその人数を記入する。

セ ⑫の欄には、倍数を決定する根拠となった令の規定及び認定資料を記入する。

ソ ⑬の欄には、他の公的給付制度による給付が行われた場合、当該公的給付制度の名称及びその給付額を記入する。

タ ⑭の欄には、既に仮給付金が支給されている場合に、決定年月日及び仮給付金の額を記入する。

チ ⑮の欄には、「給付金を支給する。」又は「給付金を支給しない。」の別を記入し、支給額及び次の算定式を記入する。

(ア) 算定式

遺族給付金の場合

$$\frac{(A \times B + \textcircled{C} + (\Delta - D^{\wedge})) - (C + D + E + F + G)}{H}$$

H

ただし、 $\textcircled{C} + \Delta \leq 120$ 万円、 $\Delta - D' \geq 0$

◎は、犯罪被害者負担額  
△は、休業加算額  
Aは、遺族給付基礎額  
Bは、適用される倍数  
Cは、法第6条の規定により減じられる額  
Dは、法第7条第1項及び第2項の規定（休業給付に係る部分を除く。）により減じられる額  
D'は、法第7条第2項の規定（休業給付に係る部分に限る。）により減じられる額  
Eは、法第8条の規定により減じられる額  
Fは、法第11条第3項の規定により減じられる額  
Gは、法第12条第3項又は第12条第5項の規定により減じられる額  
Hは、第1順位遺族の人数

重傷病給付金の場合

$\textcircled{C} + (\Delta - D') - (C + D + E + F + G)$

ただし、 $\textcircled{C} + \Delta \leq 120$ 万円、 $\Delta - D' \geq 0$

◎は、犯罪被害者負担額  
△は、休業加算額  
Cは、法第6条の規定により減じられる額  
Dは、法第7条第1項及び第2項の規定（休業給付に係る部分を除く。）により減じられる額  
D'は、法第7条第2項の規定（休業給付に係る部分に限る。）により減じられる額  
Eは、法第8条の規定により減じられる額  
Fは、法第11条第3項の規定により減じられる額  
Gは、法第12条第3項又は第12条第5項の規定により減じられる額

障害給付金の場合

$A \times B - (C + D + E + F + G)$

Aは、障害給付基礎額  
Bは、適用される倍数  
Cは、法第6条の規定により減じられる額  
Dは、法第7条の規定により減じられる額  
Eは、法第8条の規定により減じられる額  
Fは、法第11条第3項の規定により減じられる額  
Gは、法第12条第3項又は第12条第5項の規定により減じられる額

- (イ) 法第11条第3項の「重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡したとき」とは、犯罪被害者が犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかり重傷病となり重傷病給付金を支給され、また障害となり障害給付金を支給された後当該犯罪行為による被害が原因で死亡したため、犯罪被害者の第一順位遺族が遺族給付金の申請をしたときをいう。

(ウ) 法第12条第5項の「仮給付金の支給を受けた犯罪被害者又はその遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該犯罪被害者又は遺族が死亡したとき」とは、犯罪被害者が仮給付金の支給を受けた後、重傷病給付金又は障害給付金の裁定を受ける前に死亡したため、その第一順位遺族が改めて遺族給付金の申請をした場合及び第一順位遺族が仮給付金の支給を受けた後、遺族給付金の裁定を受ける前に死亡したため、新たに第一順位遺族となった者が改めて遺族給付金の申請をした場合をいう。

ツ ㊦の欄には、全額支給又は減額支給若しくは不支給とした理由を箇条書きに記入する。

障害給付金については、犯罪被害者の障害の程度を記入する。

(3) 給付審議委員会等における審議等

裁定に関する事務処理の適正を図るため、都道府県警察の必要に応じて、給付審議委員会を設置し、又は事件主管課長との協議を行うなどの適宜の方法により、事務担当課における事実関係の検討結果を更に検討する。

給付審議委員会を設置する場合の委員の構成及び運用は、都道府県警察の定めるところによって行うものとする。

(4) 公安委員会への裁定案の提出

事務担当課において裁定案を公安委員会に提出する場合には、検討票等を用いて当該事案の内容を十分に説明すること。

5 仮給付金

法第12条に定める仮給付金は、本来の裁定が行われるまでの間、犯罪被害者又はその遺族の迅速な救済のために支給されるものであり、裁定が行われた場合に、給付金と調整することが予定された前渡し金としての性格を有している。

(1) 支給の要件

ア 仮給付金の支給については、給付金の支給に係る裁定の申請がなされていることを要件とするが、別に仮給付金支給決定を求める旨の申請を必要とするものではない。

なお、当該給付金の支給に係る裁定の申請をした者の意向に反してまでも仮給付金を支給する必要はない。

イ 仮給付金の支給決定は、少なくとも、当該被害が犯罪被害であることは明らかであることが前提となる。したがって、例えば自他殺不明の変死についてはもとよりのこと、故意・過失不明の犯罪による死亡について給付金の申請がなされた場合においては、仮給付金の支給の決定をなし得ない。

ウ 「速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情」とは、犯罪被害者又は第一順位遺族に給付金の一部を支給しないこととすることができる場合（法第6条）、法第9条第2項に規定する期間の末日前で、かつ、当該申請に係る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前で犯罪被害者負担額が不明である場合、犯罪被害者の障害の程度がいずれの障害等級に該当するか不明である場合、損害賠償（法第8条）等が実施される可能性がある場合等、当該犯罪被害に係る事実関係が未確定であり、それが確定しさえすれば所定の額の給付金を支給することができることとなるような事情である。

エ 「犯罪行為の加害者を知ることができず」というのは、当該犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに裁定をすることができない原因事情の例示の一つであるから、仮に、いまだ犯罪行為の加害者を知ることができない場合等であっても、捜査活動等の結果、当該犯罪被害に係る事実関係が明らかとなり、裁定を行うことができる状況に達しているときには、仮給付金の決定ではなく、給付金の支給に係る裁定を行うこととなる。

(2) 仮給付金の額

ア 令第16条の仮給付金の額は、給付金の支給に係る裁定が行われた場合に仮給付金を返還させることとならないように決定する。そのため、仮給付金の支給決定

の際にその不存在を認定できない減額事由がある場合には、仮に事後に当該減額事由が存在することが認定されたとしても仮給付金を返還することを要しない額の支給を決定する。また、これに加えて、損害賠償が実施され法第8条第1項の規定により給付金が調整される可能性があるなどの場合には、当該損害賠償の価額等を差し引く。

イ 仮給付金については、給付金の支給に係る裁定が行われるまでの間、複数回支給決定を行うことができる。

なお、上記のとおり、仮給付金の額は、給付金の支給裁定が行われた場合に仮給付金を返還させることとならないように決定することから、2回目以降の仮給付金の支給決定の際には、既に支給した仮給付金の額を控除した上で額を決定する。

ウ 仮給付金の支給決定の要否及び時期の判断に当たっては、個々の犯罪被害者等の経済状況、傷病の程度、負担する療養に要した費用の多寡の事情に応じ、犯罪被害者等の負担の軽減を図る観点から柔軟に決定することが肝要である。

エ 既に仮給付金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合において、第一順位遺族が別途遺族給付金の支給を申請し、かつ、当該申請人についても法第12条第1項の要件を充足しているときは、当該遺族給付金の申請に係る仮給付金の額が既に支給された仮給付金の額を超えている場合に限り、その差額を支給することとなる。

オ 遺族給付金の支給を求める申請者が仮給付金の支給を受けた後で裁定前に死亡した場合は、仮給付金が給付金の支給を前提とした前渡し金であるからといって、当該仮給付金を返還させる必要はない。しかし、この場合に、当該同一の事案について新たに次の第一順位遺族が遺族給付金の申請をし、かつ、当該申請人についても法第12条第1項の要件を充足しているときは、当該遺族給付金の申請に係る仮給付金の額が既に支給された仮給付金の額を超えている場合に限り、その差額を支給することとなる。

カ 仮給付金の額の算定に当たっての端数処理については、第4-10-(1)及び第4-10-(2)と同様である。

(3) 仮給付金支給決定に関する事務の処理

第11-4に定める裁定の事務処理に準じて行う。

様式第3号の検討票は次のとおり記入する。

ア ②の欄には、「仮( )」と記入し、括弧内に「遺族」、「重傷病」、又は「障害」の別を記入する。

イ ③の欄には、「決定( )」と記入し、括弧内に「1回目」、「2回目」等と当該支給決定の回数を記入する。

ウ ⑥及び⑦の「犯罪被害者負担額」の欄には、令第16条第2号に規定する「当該仮給付金の決定において定める日」までの自己負担額に係る内容を記入する。

エ ⑮の欄には、「仮給付金を支給する。」と記入し、仮給付金の額及び次の算定式を記入する。

算定式

遺族給付金に係る仮給付金の場合

$$\frac{(A \times B + \textcircled{\circ} + \triangle) - \{(A \times B + \textcircled{\circ} + \triangle) \times X + \square + \diamond\}}{C}$$

ただし、 $\textcircled{\circ} + \triangle \leq 120$ 万円

③は、犯罪被害者負担額

△は、休業加算額

□は、他の法令により行われるべき給付等に相当する金額及び  
受けた損害賠償の価額

◇は、既に支給した仮給付金の額の合計  
 Aは、遺族給付基礎額  
 Bは、適用される倍数  
 Cは、第一順位遺族の人数  
 Xは、支給決定時にその不存在が認定できない減額事由のうち、減額の割合（3／3、2／3、1／3）が最も大きいものに係る当該減額の割合

重傷病給付金に係る仮給付金の場合

$(\textcircled{\circ} + \Delta) - \{(\textcircled{\circ} + \Delta) \times X + \square + \diamond\}$   
 ただし、 $\textcircled{\circ} + \Delta \leq 120$ 万円

◎は、犯罪被害者負担額  
 △は、休業加算額  
 □は、他の法令により行われるべき給付等に相当する金額及び受けた損害賠償の価額  
 ◇は、既に支給した仮給付金の額の合計  
 Xは、支給決定時にその不存在が認定できない減額事由のうち、減額の割合（3／3、2／3、1／3）が最も大きいものに係る当該減額の割合

障害給付金に係る仮給付金の場合

$A \times B - (A \times B \times X + \square + \diamond)$

Aは、障害給付基礎額  
 Bは、適用される倍数  
 Xは、支給決定時にその不存在が認定できない減額事由のうち、減額の割合（3／3、2／3、1／3）が最も大きいものに係る当該減額の割合  
 □は、他の法令により行われるべき給付等に相当する金額及び受けた損害賠償の価額  
 ◇は、既に支給した仮給付金の額の合計

オ ⑩の欄には、将来給付金を支給する旨の裁定がなされることが確実視される理由、速やかに裁定することができない事情及び仮給付金の支給を決定した理由を記入する。

障害給付金に係る場合については、仮給付金の決定の時に判明している障害の程度を記入する。

## 6 裁定の通知等

### (1) 裁定等の通知

規則第20条第1項の規定による裁定等の通知及び規則第20条第2項の規定による給付金支払請求書の交付に関する事務は、事務担当課において行う。

なお、通知に当たっては、申請を却下した理由、裁定又は決定の内容及び理由を十分に説明し、申請者の理解を得るよう配慮すること。また、申請者が、給付金の支給後に、加害者に対する損害賠償請求権を行使し、又は加害者から損害賠償を受ける見込みであるときは、事務担当課に申出を行うように依頼すること。

### (2) 損害賠償請求に関する情報の把握

法第8条第2項の規定により、国は、給付金を支給したときは、その額の限度に

において、申請者が有する損害賠償請求権を取得することとされていることから、事務担当課は、必要に応じ犯罪捜査の権限のある機関とも連携して、給付金の裁定後も、犯罪被害者又はその遺族による損害賠償請求権の行使又は損害賠償の受領の見込み、加害者の資力の状況等の把握に努めること。

## 7 警察庁への報告

(1) 公安委員会において裁定又は決定等が行われたときは、直ちに次の書類の写しを警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長あてに送付する。

ア 犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（規則様式第4号）、犯罪被害者等給付金裁定申請却下通知書（規則様式第5号）又は仮給付金支給決定通知書（規則様式第6号）

イ 検討票

ウ 検討調書

(2) 犯罪被害給付制度の運用に関し、紛糾が予想される事案等が発生した場合には、その都度、関係書類を添えて警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長あてに報告する。

(3) 給付金の裁定後に、事務担当課において、犯罪被害者又はその遺族による損害賠償請求権の行使又は損害賠償の見込み、加害者の資力の回復等の国による求償に資する情報を把握したときは、その都度、関係書類を添えて警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長あてに報告する。

## 8 取扱事案の管理

事務担当課においては、給付金の申請事案について様式第4号「処理簿」を作成し、支給手続の進行に応じて記録して取扱事案の管理を徹底する。

## 9 関係書類の保存

(1) 規則第24条の「犯罪被害者等給付金に関する書類」とは、申請書、調査・照会・検討に関する文書等、給付金の申請事案の支給手続上作成された一切の書類をいう。

(2) 関係書類の保存は、事務担当課において行う。

(3) 関係書類の保存期間は5年であるが、裁定が行われた事案について、将来、当該裁定に係る申請者以外の者から改めて申請が行われる可能性がある場合には、規則第24条の規定にかかわらず、当該犯罪被害が発生した日から7年間当該関係書類を保存すること。

## 第12 争訟

### 1 公安委員会の裁定等についての審査請求

(1) 裁定についての審査請求

法第20条の2により読み替えられた地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項第1号により、給付金の申請に関する裁定についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求は、国家公安委員会に対してなされることとなる。

(2) 不作為についての審査請求

裁定の申請があった事案について、相当期間経過してもなお公安委員会による裁定が行われない場合における不作為についての審査請求は、国家公安委員会に対する審査請求及び公安委員会に対する審査請求のいずれもが認められることとなる（法第20条の2により読み替えられた地方自治法第255条の2第1項参照）。

(3) 審査請求の取扱い

ア 国家公安委員会に対する審査請求は、警察庁長官官房においてこれを受け付け、争点及び内容を分析・整理する。

イ 国家公安委員会に対する審査請求書が公安委員会に提出された場合は、速やかに警察庁長官官房に送付するものとする。

ウ 不作為についての審査請求が公安委員会に対してなされたときは、給付金の申請手続に準じて取り扱うものとする。

エ 審査請求事案の処理については、公安委員会が定めた行政不服審査に関する規

程の定めるところにより行うものとする。

オ 審査請求に関する報告

公安委員会に対して不作為についての審査請求があったときは、速やかに様式第5号「審査請求事案報告書」により国家公安委員会（警察庁長官官房経由）に報告するものとする。

事案の処理を終結したときも、同様とする。

2 行政事件訴訟

(1) 処分の取消しの訴え

公安委員会の行った裁定の取消しを求める訴えがあった場合には、当該裁定を行った公安委員会の所属する都道府県が被告となり、当該訴訟については、公安委員会が当該都道府県を代表する（警察法（昭和29年法律第162号）第80条）。

(2) 行政事件訴訟の取扱い

ア 公安委員会の行った裁定の取消しを求める訴えが提起され、裁判所から訴状の送達を受けたときは、各都道府県警察における訟務事案の処理に関する規程の定めるところにより処理するものとする。

イ 行政事件訴訟については、警察庁に速報するものとする。

第13 その他

1 不正利得

法第15条の「偽りその他不正の手段」とは、詐欺罪（刑法第246条）その他の犯罪を構成する行為のほか、社会通念上不正行為と認められる行為をいう。具体的な行為の態様としては、公安委員会に提出する申請書に虚偽の事実を記載したり、公安委員会に偽りの報告をするなどの行為がある。その不正の手段は、給付金の支給を受けた者の行為に限られない。

給付金の「支給を受けた者」とは、偽りその他不正の手段により、現実にかつ、直接に給付金の支給を受けた者をいう。

2 時効

給付金の支給を受ける権利は、2年間行わないときは時効により消滅するが、この消滅時効の起算日は、民法の到達主義（民法第97条）及び初日不算入の原則（民法第140条）の規定により、申請者が通知書を受け取った日の翌日とする。

第14 経過措置

次に掲げる行為については、第1から第13までにかかわらず、それぞれの法律、政令又は規則の施行に伴う経過措置の適用を受ける。

1 昭和57年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害（犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成13年法律第30号。以下「平成13年改正法」という。）による改正前の犯罪被害者等給付金支給法第2条第2項に規定する重障害をいう。以下同じ。）

犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第129号）附則第2項に規定する経過措置

2 昭和62年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害

犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第157号）附則第2項に規定する経過措置

3 平成6年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害

犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第174号）附則第2項に規定する経過措置

4 平成9年4月1日前に終わった犯罪行為による重障害

犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第144号）附則第2項に規定する経過措置

5 平成13年7月1日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害

平成13年改正法附則第2条、犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第183号）附則第2項並びに犯罪被害者等給付金支給法施行規則の

一部を改正する規則（平成13年国家公安委員会規則第12号）附則第2項及び第3項に規定する経過措置

- 6 平成14年10月1日に行われた療養  
健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第282号）附則第6条に規定する経過措置
- 7 平成18年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害  
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第99号）附則第2項、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第271号）附則第2項及び第3項、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第11号）附則第2項及び第3項並びに犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第24号）附則第2項、第3項及び第4項に規定する経過措置
- 8 平成18年10月1日に行われた療養  
健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年政令第286号）附則第15条に規定する経過措置
- 9 平成20年7月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害  
平成20年改正法附則第2条、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成20年政令第170号）附則第2項及び犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成20年国家公安委員会規則第12号）附則第2条に規定する経過措置
- 10 平成21年10月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害  
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成21年国家公安委員会規則第8号）附則第2条に規定する経過措置
- 11 平成26年11月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害  
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成26年国家公安委員会規則第9号）附則第2条に規定する経過措置
- 12 平成30年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害  
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第94号）附則第2項及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第6号）附則第2項に規定する経過措置
- 13 令和6年4月1日に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害  
犯罪捜査規範及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第4号）附則第2項に規定する経過措置
- 14 令和6年6月15日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害  
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第207号）附則第2項に規定する経過措置

## 裁定のために必要な調査事項とその照会先

照 会 先	調 査 事 項
法第13条第2項の「犯罪捜査の権限のある機関」 1 都道府県の警察本部 2 警察署 3 検察庁 4 海上保安庁等	1 事件の特定に関する事項 (1) 事件名 (2) 罪名・罰条（認知時、逮捕時、起訴時、判決時の別） (3) 発生年月日時 (4) 発生場所 (5) 認知年月日 (6) 認知の方法 (7) 犯罪被害者の本籍、住所、職業、氏名、性別、生年月日 (8) 加害者の本籍、住所、職業、氏名、性別、生年月日、前科・前歴 2 加害者に関する事項 (1) 犯行を行うに至った直接の原因・動機及び遠因となったもの (2) 犯行準備行為 (3) 犯行直前の犯罪被害者等に対する言動 (4) 犯罪被害者に対する攻撃手段、攻撃部位及び程度 (5) 犯行中の犯罪被害者等に対する言動 (6) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織への所属の有無（所属している場合は組織名、地位、組織員としての活動状況） (7) 資産状況（収入、生活保護受給の有無、預貯金、不動産、車両その他の資産、借財）及び損害賠償の意思の有無 (8) 共犯者について(1)から(7)までにに関する事項 3 犯罪被害者に関する事項 (1) 被害を容認する行為 (2) 犯罪行為の教唆・幫助行為 (3) 暴行、脅迫、侮辱等の行為 (4) 犯罪行為に関連する不正な行為 (5) 犯罪被害を受けることとなった不注意、不適切な行為 (6) 犯罪行為の報復として、加害者等に重大な害を加える行為 (7) 加害者及びその近親者との関係（親族関係、同居、交遊、同一職場における勤務等） (8) 2－(6)の事項 (9) 前記組織に所属していたことと犯罪被害との関係 4 遺族に関する事項 (1) 加害者及びその近親者との関係（親族関係、同居、交遊、同一職場における勤務等） (2) (1)の関係があった場合は、それと犯罪被害者が被害を受けたこととの関係 (3) 犯罪被害者が犯罪被害を受けたことに対する報復として加害者等に重大な害を加える行為

	<p>(4) 加害者が不明の場合は、遺族が当該犯罪行為に關与した可能性の有無</p> <p>5 その他必要な事項</p>
<p>法第13条第2項の「その他の公務所」</p> <p>1 市（特別区を含む） 町村</p> <p>2 税務署</p> <p>3 労働基準監督署</p> <p>4 都道府県の公務災害 担当部署</p> <p>5 法務省矯正局</p> <p>6 出入国在留管理局</p> <p>7 法務局</p> <p>8 運輸支局等</p>	<p>1 申請者その他の関係人の身分関係を明らかにするための戸籍事項</p> <p>2 犯罪被害者、加害者等の収入を明らかにするための納税状況</p> <p>3 他の公的給付の支給の有無、支給額等</p> <p>4 加害者等の生活保護費受給状況</p> <p>5 加害者等の収監状況、出入国記録</p> <p>6 加害者等の不動産登記状況</p> <p>7 加害者等の車両所有状況</p>
<p>法第13条第2項の「公私の団体」</p> <p>1 公私立の病院、医院 等</p> <p>2 保険者</p> <p>3 金融機関等</p>	<p>1 犯罪被害者の負傷又は疾病に関する状況（加療期間、入院日数、負傷又は疾病の状態）</p> <p>2 犯罪被害者が自己負担した医療費の額</p> <p>3 犯罪被害者に対する保険給付の額</p> <p>4 犯罪被害者の障害の程度を明らかにするための診療状況</p> <p>5 加害者等の預貯金等の金融資産の額</p>

第 号  
年 月 日

犯罪被害給付関係事項照会書

殿

公安委員会  
(公印省略)

犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を行うために必要があるので、下記事項を調査の上回答されたく、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第13条第2項によって照会します。

記

【照会部署の所在地】 〒

【担当者氏名】 (電話 )



事 件 名													
申 請 年 月 日		年	月	日	受付	裁定県		事件取扱県					
犯罪行為が行われた日時		年	月	日	午	時	分	頃					
犯罪被害の発生日時		死亡	・	重傷病	・	症状固定	年	月	日	午	時	分	頃
犯罪行為が行われた場所													
犯罪被害を知った日		年	月	日									
犯 罪 被 害 者	(フリガナ) 氏 名		生年 月日	年	月	日	年 齢	当 時 歳	性 別				
	本 籍 ・ 国 籍												
	住 所												
	職 業 ( 勤 務 先 )						特記事項	④					
加 害 者	(フリガナ) 氏 名		生年 月日	年	月	日	年 齢	当 時 歳	性 別				
	本 籍 ・ 国 籍												
	住 所												
	職 業 ( 勤 務 先 )						特記事項	④					
	処 分 結 果 等												
犯罪被害者と加害者との関係													
犯 罪 被 害 の 概 要		⑤											
申請者及び申請者以外の第一順位遺族 ・ 住所 ・ 犯罪被害者との													

続柄 ・職業 ・氏名 ・被害当時の年齢 ・受給資格の有無	計 人		
犯罪被害者負担額	⑥ ○療養期間 日 ○入院日数（労務に服することができなかつた日数） 日 [認定資料、根拠]	⑦ ○犯罪被害者の加入する医療保険の種別 ○犯罪被害者負担額 [認定資料、根拠]	円
収 入 日 額	⑧ [認定資料、根拠]		
(⑨) 給 付 基 礎 額	⑩ [根拠、算定式] ( ) 円		
休 業 加 算 基 礎 額	⑩ [根拠、算定式] ( ) 円		
休 業 加 算 額	○療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日の数 日 [根拠]	○部分休業日における収入の合計額 [認定資料、根拠、算定式]	円
	○休業日の数 [認定資料、根拠、算定式] 日	○休業加算額 [根拠、算定式]	円
生計維持関係遺族 ・犯罪被害者との続柄 ・氏名 ・被害当時の年齢 ・人数	⑪	遺 児 ・犯罪被害者との続柄 ・氏名 ・被害当時の年齢 ・就学状況	計 人
倍 数	⑫ [認定資料] [根拠]	他 の 公 的 給 付 損 害 賠 償	⑬
仮 給 付 金	⑭ [決定年月日] [金額]		
支 給 率	[根拠]		

( ③ ) 案	⑮ [給付金の額] [算定式]
認 定 理 由	⑯
警 察 庁 意 見	

様式第 4 号

処 理 簿

事 件 名		
申 請 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
犯 罪 被 害 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
受 付	受 付 番 号	
	受 付 年 月 日	
	受 付 機 関	
	受 付 報 告 年 月 日	
	警 察 庁 登 録 番 号	
裁 定 申 請 却 下	番 号	
	却 下 年 月 日	
	通 知 年 月 日	
	内 容	
仮 給 付	決 定 番 号	
	決 定 年 月 日	
	通 知 年 月 日	
	警 察 庁 へ の 報 告	
	内 容	
裁 定	裁 定 番 号	
	裁 定 年 月 日	
	通 知 年 月 日	
	警 察 庁 へ の 報 告	
	内 容	

調 査 ・ 照 会	年 月 日	件 名 ( 内 容 )	調査・照会先	回答年月日

第 年 月 日 号

国家公安委員会 殿

公安委員会

審査請求事案 ※ 報告書

みだしのことについて下記のとおり報告する。

記

- 1 審査請求年月日 受付番号
- 2 審査請求人 住所、職業、氏名及び年齢
- 3 審査請求の内容
- 4 審理結果
  - (1) 裁決の主文
  - (2) 審理の概要
  - (3) 裁決書交付年月日 番号

注： ※ には、「発生」又は「終結」の別を記入する。

## 審 査 基 準

令和 7 年 6 月 2 日作成

法 令 名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根 拠 条 項：第 23 条第 1 項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等早期援助団体の指定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 23 条第 2 項(犯罪被害者等早期援助団体)  犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 1 条(指定の申請)、第 4 条(指定)、第 5 条(犯罪被害相談員等の要件)、第 11 条(指定等に関する意見聴取)
準拠基準：犯罪被害者等早期援助団体の指定は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和 7 年 5 月 27 日付け警察庁丙犯被発第 8 号）の別添を参照して行うものとする。
処 理 期 間：犯罪被害者等早期援助団体の指定については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先：富山県公安委員会
問 い 合 わ せ 先：警務部警察相談課犯罪被害者支援係 076-441-2211(内線 2192)
備 考：

## 別紙

(凡例)

- 「法」 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）
- 「規則」 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）

### 第1 犯罪被害者等早期援助団体の指定制度の趣旨

犯罪被害者等が抱える多様なニーズに的確に応えるためには、民間団体による援助活動が活発に展開されることが重要であるが、犯罪被害を受けた直後の犯罪被害者等は、多くの場合混乱やショック状態にあるため自らニーズを判断して援助を要請することが困難であり、また、犯罪被害者等にとって民間団体が信頼できる団体かどうかを判断することが困難であるため援助を求めることを躊躇してしまうなどの理由により、十分な援助を受けられない状況にある。

そこで、犯罪被害者等が安心して援助を依頼できるようにするとともに、民間団体の活動を活性化するため、犯罪被害の発生直後から継続的に犯罪被害者等の援助を適正かつ確実に行うことができると認められる民間団体に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が犯罪被害者等早期援助団体として指定することにより、公的認証を与える制度を設けることとしたものである。

### 第2 犯罪被害者等早期援助団体の指定について

#### 1 犯罪被害者等早期援助団体（法第23条第1項関係）

##### (1) 内容

公安委員会は、犯罪被害等（法第2条第4項に規定する犯罪被害等をいう。以下同じ。）を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、当該都道府県の区域において2(1)の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、犯罪被害者等早期援助団体として指定することができることとした。

##### (2) 留意事項

ア 「営利を目的としない」とは、法人の構成員に利益を配分することを目的としないことをいう。役員又は職員に対する給料はここにいう利益の配分には当たらない。営利を目的としない法人としては、一般社団法人及び一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号））、公益社団法人及び公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号））のほか、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号））等が含まれる。

イ 犯罪被害者等早期援助団体は、都道府県に一を限って指定するなどの数的な限定はなく、法及び規則に規定する要件を満たすものであれば、指定を受けることができる。

ウ 公安委員会は、「当該都道府県の区域」において2(1)の事業を適正かつ確実に行うことができると認められる法人に対して指定を行う。よって、複数の都道府県にわたって2(1)の事業を行っており、これらの都道府県すべてにおいて指定を受けようとする法人は、それぞれの都道府県の公安委員会による指定を受けることが必要となる。

## 2 犯罪被害者等早期援助団体の事業（法第23条第2項関係）

### (1) 内容

犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとした。

(ア) 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

(イ) 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

(ウ) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助すること。

(エ) 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により犯罪被害者等を援助すること。

### (2) 留意事項

#### ア 各事業の具体例

(ア) 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動

- ・ 団体の広報誌やパンフレット等の配布
- ・ 団体のホームページの開設
- ・ 他の機関（団体）が発行する広報媒体への団体に関する広告の掲載
- ・ 犯罪被害者等の支援について啓発するための講演会の開催

(イ) 犯罪被害等に関する相談に応ずること

- ・ カウンセリングの実施
- ・ 刑事・民事手続の概要についての説明
- ・ 弁護士、臨床心理士等の紹介

(ウ) 犯罪被害者等給付金の裁定の申請を補助すること

- ・ 犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続の概要の説明
- ・ 裁定の申請に必要な書類の教示
- ・ 申請書類の記載事項の説明

(エ) 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助

- ・ 防犯ブザー等の供与又は貸与
- ・ 性犯罪の被害者に対する衣類の提供
- ・ 宿泊施設の提供
- ・ 病院や警察署等への付添い
- ・ 家事の支援、犯罪被害者の家族の世話

- ・ 犯罪被害者等の職場等関係者への連絡
- ・ 犯罪被害者等から構成される自助グループへの支援

イ その他

法第23条第2項に規定する事業はいずれの事業も、法に規定する犯罪被害等又は犯罪被害者等を対象としており、過失の身体犯や財産犯等の被害に係る援助はこれに該当しない。よって、これらの法が対象としない被害者援助のみを行う法人は、犯罪被害者等早期援助団体たる資格は有しない。ただし、指定を受けた法人が、あわせて法が対象としない被害者援助を行う場合は、その部分の業務に関して指定の効果が及ばないこととなるだけであり、このような援助を行うこと自体が禁止されるものではない。

以下、規則の規定との整合性を図るため、下記の略称を用いる。

法第23条第2項第2号に掲げる業務	相談業務	相談業務等
法第23条第2項第3号に掲げる業務	申請補助業務	
法第23条第2項第4号に掲げる業務	直接的支援業務	
法第23条第2項（第1号を除く。）に規定する事業	相談事業等	
法第23条第2項に規定する事業	援助事業	
相談業務に従事する者	犯罪被害相談員	
申請補助業務に従事する者	犯罪被害者等給付金申請補助員	
直接的支援業務に従事する者	犯罪被害者直接支援員	
犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員及び犯罪被害者直接支援員	犯罪被害相談員等	

「援助事業に従事する職員」は、犯罪被害相談員等である職員を除く。

また、本通達における説明の便宜上、以下、下記の略称を用いる。

法第23条第2項第2号に規定する事業	相談事業
法第23条第2項第4号に規定する事業	直接的支援事業

### 3 指定の要件（規則第4条関係）

#### (1) 内容

犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪行為の発生後速やかに犯罪被害者等を援助することにより当該犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、次の要件を満たすものについて行うこととした。

- (7) 定款、寄附行為、規則又は規約において援助事業を行う旨の定めがあること。
  - (イ) 4(1)に定める要件を満たす犯罪被害相談員等が相談事業等を行うために必要な数以上選任されていること。
  - (ウ) 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
    - a 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
    - b 人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く。）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
    - c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
    - d その他援助事業に関し不公正な行為を行うおそれのある者
  - (エ) 援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な施設が備えられていること。
  - (オ) 援助事業の円滑な運営を行うために必要な組織及び職員、直接的支援事業を行うために必要な資産その他援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な人的及び経理的な基礎を有すること。
  - (カ) 相談事業等を適正かつ確実にを行うために必要な事業規程が定められていること。
  - (キ) 相談業務等に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置が講じられていること。
  - (ク) 援助事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより援助事業の遂行が不公正になるおそれがないこと。
  - (ケ) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人でないこと。
  - (コ) (7)から(ケ)までに掲げるもののほか、援助事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものであること。
- (2) 指定の要件に係る審査を行う上での留意事項
- ア 定款、寄附行為、規則又は規約において援助事業を行う旨の定めがあること
- (1)(7)
- (7) 「定款等」とは営利を目的としない法人の組織活動の根本規則たる定款、寄付行為、規則又は規約を指す。
  - (イ) 援助事業、すなわち法第23条第2項（2(1)）の4つの事業を行うことが明確に分かるように定めている必要がある。
  - (ウ) 事業の規定の仕方として、法の規定の仕方と一字一句違わず定めている必要まではないが、単に「犯罪被害者等に対する援助」と何ら定義もなく抽象的に規定するのでは足りない。

- (エ) 援助事業が対象とする犯罪被害等又は犯罪被害者等は、犯罪一般の被害又は被害者等とは範囲が異なるが、犯罪一般の被害又は被害者等を対象として援助を行う法人にあっては、定款等においてこの点を区分して規定する必要まではない。
- (オ) 規定の仕方の例を挙げると、以下のような規定の仕方が考えられる。
- ①「法第23条第2項に規定する事業」のように簡記する。
  - ②法第23条第2項各号に掲げる事業についてそのまま列記する。
  - ③法第23条第2項各号の事業を各号ごとに例示しつつ、当該各号の事業について、「犯罪の被害者及びその遺族の支援に関する広報啓発活動」のように、援助の対象を法に規定する犯罪被害者等より広げ、また、法に定める事業を狭めない程度に、その規定の仕方と多少異ならせる。
- (カ) 直接的支援事業は、その具体的内容が多岐にわたるものであるが、本指定制度の趣旨にかんがみれば、定款等において、何らかの危機介入（被害直後の混乱時期において、犯罪被害者等の要望に応じて犯罪被害者等の直面している問題を直接取り扱う役務の提供をいう。）的支援を行うことが含まれているべきである。
- イ 4(1)に定める要件を満たす犯罪被害相談員等が相談事業等を行うために必要な数以上選任されていること（(1)(イ)）
- 犯罪被害相談員等の必要数については、事務所において犯罪被害相談員が少なくとも1人は待機しておく必要があるが、その他については、各都道府県における犯罪情勢、援助要請の見込み件数、犯罪被害相談員等の勤務形態（常勤か非常勤か）、各法人の事業規程で定める相談事業等の実施の方法（援助の内容及び手段等）や相談事業等を行う時間等により異なる。よって、一律な基準を設定することはできないが、これらの点を総合して、相談事業等を適正かつ確実に行うことができる程度の犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員、犯罪被害者直接支援員のそれぞれの必要数を個別に判断し、それを満たしているかを審査することとなる。
- ウ 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員の欠格事由（(1)(ウ)）
- (ア) 「援助事業に従事する職員」には、法23条第2項第1号に掲げる業務（広報啓発活動）に従事する職員のみならず、犯罪被害相談員の職務を補助する職員（4(1)イ(イ)参照）や、法人が援助事業を遂行する上で必要となる事務（会計事務等）に携わるすべての職員が含まれる。
- (イ) この欠格事由は、犯罪被害者等早期援助団体に対する犯罪被害者等からの信頼を阻害する要素として、当該法人の役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員、すなわち指定後の犯罪被害者等早期援助団体を構成する役員及び職員のすべてにかかるものである。
- (ウ) a及びbの「刑の執行を受けることがなくなった」場合としては、刑の時効や恩赦法に基づく刑の執行の免除が該当する。
- なお、刑の執行猶予期間中にある者は、「刑の執行を受けることがなくな

った」場合には該当せず、役員又は職員たる資格を有しないが、執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予期間を経過したときは、刑の言渡しの効力を失うことから、2年を経なくとも役員及び職員たる資格を有することとなる。恩赦法による大赦及び特赦についても同様である。

このほか、aの「拘禁刑以上の刑」については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）第443条の規定により、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）に規定する無期の懲役若しくは禁錮に処せられた者又は有期の懲役若しくは禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑又は刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなすこととされていることに留意すること。

- (エ) dの「援助事業に関し不公正な行為を行うおそれのある者」とは、例えば、犯罪被害者等に対して物品の販売の勧誘や特定の団体への勧誘（犯罪被害者等から構成される自助グループの紹介など客観的に犯罪被害者等の支援の一環としてみなされるものは除く。）を行うおそれがある者等が該当する。
- エ 援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な施設が備えられていること（1）
  - (エ)
  - (ア) 援助事業を行う施設の所在地について、犯罪被害者等が気軽に相談等を行えるような場所の選定に配慮されている必要がある。
  - (イ) 相談の対応や申請補助など犯罪被害者等と面接して援助を行うための部屋として、
    - a 援助要請の見込み件数に応じた数の部屋が設けられていること（犯罪被害者等の利便を考慮し、複数設けられることが望ましい。）、
    - b 犯罪被害者等がみだりに他人の目に晒されないような場所に部屋が設定されていること、
    - c 犯罪被害者等のプライバシーが確保されるような構造（例：壁面等に防音加工を施す、窓にカーテンを取り付けるなど）を有していること、
    - d 落ち着いた状態で援助が受けられるように、部屋のスペース（犯罪被害者等に圧迫感を与えない程度）、内装（例：採光用の窓がある、壁面等は淡く明るい色彩にするなど）及び備品（例：応接ソファ等）の面で配慮されていること、が必要である。
  - (ウ) 電話による相談対応等を行うための場所は、部外の者に相談内容等が聞こえない構造となっていることが必要である。
  - (エ) 当該法人の事業内容により、自助グループの支援や研修のためなどの多目的なスペースが確保されていることも必要となる。
  - (オ) 援助事業を行う施設としては、事務所のほか、(ア)から(エ)までを満たす施設を借り上げることなどにより措置することも考えられるが、事務所以外の

- 施設の場合は、これを援助事業の遂行に支障なく確実に確保できる方途及び財政的裏付けが必要となる。
- オ 援助事業の円滑な運営を行うために必要な組織及び職員、直接的支援事業を行うために必要な資産その他援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な人的及び経理的基礎を有すること (1)(オ)
- (ア) 「援助事業の円滑な運営を行うために必要な職員その他援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な人的基礎」としては、援助事業に従事する職員、また、職員ならずとも、研修等における部外講師等が、援助事業を継続的に行うに足りる程度に確保されていることが必要となる。
- (イ) 「援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な経理的基礎」としては、犯罪被害者援助がその半ばで中断されることがないように、援助事業を相当期間遂行できると認めるに足りる程度の予算等が確保されていることが必要となる。この場合、援助事業を相当期間継続するための経理的基礎として、申請時に現に所要の資金その他の財力を有することまでは要しないが、援助事業を遂行するに足りる資金その他の財力を取得し、かつ、維持し得るであろうとの見通しが諸般の客観的事情を総合して成り立ち得ることが必要である。
- (ウ) 本号の個別具体的な審査においては、当該都道府県における犯罪情勢、援助要請の見込み件数、当該法人が行う事業内容等に照らし、事業運営を円滑に行うに必要な組織が構築されているか、職員や研修等における部外講師等の人的措置が確保されているか、予算等の財政的基盤を有するかなどの観点から判断することとなる。
- カ 相談事業等を適正かつ確実にを行うために必要な事業規程が定められていること (1)(カ)
- (ア) 事業規程 (第6の1(1)イ(カ)) を定めさせ、公安委員会の審査にかからしめているのは、この規程において定める事項は、当該法人における援助の在り方に直接的な影響を及ぼすものであり、その内容を確定し、一定の水準に達したものとする必要があることによる。
- (イ) 事業規程において定める事項は規則第1条第3項 (第6の1(1)ウ) に規定されるが、盛り込まれるべき内容及びその留意事項は別添1のとおりである。
- キ 相談業務等に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置が講じられていること (1)(キ)
- (ア) 相談業務等に関して知り得た情報の適切な管理及び秘密の保持のための措置としては、適切な情報管理規程 (第6の1(1)イ(キ)) 及びその確実な実施を担保するための各種措置 (例：書類の保管庫、電子計算機で情報を管理する場合のセキュリティ上の措置等) が講じられていることが必要である。
- (イ) 情報管理規程を定めさせ、公安委員会の審査にかからしめているのは、この規程において定める事項は、犯罪被害者等のプライバシー保護に直接的な影響を及ぼすものであり、事業規程と同様、その内容を確定し、一定の水準

に達したものとする必要があることによる。

- (ウ) 秘密の保持については、法第23条第7項（第4の1(1)）に規定する守秘義務と同様、退職後の役員及び職員に対する措置も講じられている必要がある。
- (エ) 情報管理規程において定める事項は規則第1条第4項（第6の1(1)エ）に規定されるが、盛り込まれるべき内容及びその留意事項は別添2のとおりである。
- ク 援助事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより援助事業の遂行が不公正になるおそれがないこと（(1)ク）
  - (ア) 援助事業以外の事業（以下「その他事業」という。）を行う法人も指定の対象となることから、その他事業の遂行が援助事業の公正な遂行に支障を来さないことを求める要件である。
  - (イ) 「当該事業を行うことにより援助事業の遂行が不公正になる」場合としては、例えば、その他事業として収益事業を行っている場合に当該収益事業の利益を図るために犯罪被害者等を利用することや収益事業に有意な者を援助において優遇すること、その他事業として宗教活動を行っている場合に犯罪被害者等に対し宗教勧誘することなどが該当する。
  - (ウ) 本号の要件を満たすためには、その他事業が不公正な援助事業の遂行をもたらさないように制度的に担保されている必要がある。この点は、その他事業が犯罪被害者援助以外の事業の場合に特に問題となる。具体的には、内部規程において援助事業とその他事業が明確に区別され、その他事業が援助事業又は犯罪被害者等に不当な影響を及ぼさないことを確保するための規定が置かれていることが必要であり、さらに犯罪被害相談員等や援助事業に従事する職員がその他事業に従事しないこととされていることなども考えられる。
- ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人でないこと（(1)ケ）
  - (ア) 暴力団員等が、役員又は職員となること以外により、事業活動を支配する法人を排除する要件である（なお、役員又は職員が暴力団員等であることは(1)ウcにより排除されている。）。
  - (イ) 「事業活動を支配する」とは、法人の会員等の立場を背景として事業活動に相当の影響力を及ぼし得る地位にあることだけでなく、例えば、寄附、人的派遣又は取引関係等を通じて、当該法人の事業に相当程度の影響力を及ぼし得る場合などが該当する。
- コ (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、援助事業を適正かつ確実に行うことができること認められるものであること（(1)コ）

事務処理規程、就業規則、職員給与規程、会計処理規程等の内部規程が定められていることのほか、(ア)から(ケ)までに掲げる要件以外の観点から、適正かつ確実に援助事業を行い得るか判断する。

#### 4 犯罪被害相談員等の要件（規則第5条関係）

##### (1) 内容

ア 犯罪被害相談員及び犯罪被害者直接支援員は、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であって、次に掲げる要件を満たしている25歳以上の者でなければならないこととした。

(ア) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

(イ) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

(ウ) 生活が安定していること。

(エ) 健康で活動力を有すること。

イ 犯罪被害相談員は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者でなければならないこととした。

(ア) 犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上の者

(イ) 犯罪被害者等早期援助団体において犯罪被害相談員の職務を補助した期間が通算しておおむね3年以上の者

(ウ) 犯罪被害等に関する相談に関し(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ 犯罪被害者等給付金申請補助員は、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であって、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者でなければならないこととした。

(ア) 未成年者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(ウ) 精神機能の障害により申請補助業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

##### (2) 犯罪被害相談員等の要件に係る審査を行う上での留意事項

ア 犯罪被害相談員及び犯罪被害者直接支援員に係る資質的要件（(1)ア）

(ア) (1)アの(ア)から(エ)までの要件は、いずれも、「業務に必要な範囲で」という程度でよい。すなわち、

・ (ア)は、一般に犯罪被害者等との間で信頼関係を築くことができると認められる程度の社会的信望が備えられていればよく、

・ (イ)又は(ウ)は、援助を受ける者が担当者のたらい回しに遭うことがないよう、定期的かつ継続的に援助を行い得る程度の熱意、時間的余裕及び生活安定性があればよく、

・ (エ)は、もとより身体障害者を排除する趣旨ではなく、自らが行う業務形態に必要な程度の心身の健康及び活動力を有していればよい。

(イ) この要件については、申請時にこれを直接説明する書類の提出は求めているが、他の添付資料（略歴等）や申請時以前の団体における活動等を通じて警察が把握している情報により、判断することとなる。

イ 犯罪被害相談員に係る能力的要件（(1)イ）

- (ア) 犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上の者 ((1)イ(ア))
- a 例えば、次のような者として3年以上勤務した者が該当する。
    - ・ 民間団体において犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事する者
    - ・ 都道府県警察における犯罪被害相談窓口の担当者
    - ・ 都道府県警察における身体犯捜査担当者
  - b 相談業務に従事した箇所が2箇所以上にわたる場合は、従事期間が通算しておおむね3年以上であれば、「通算しておおむね3年以上」に該当することとなる。
  - c 「犯罪被害等に関する相談に応ずる業務」について、この「犯罪被害等」は、法第2条第4項に規定する犯罪被害等であり、犯罪一般に係る被害より範囲が狭いが、犯罪一般に係る被害の相談に応ずる業務に従事した者にあつては、その相談内容が主として「犯罪被害等」を対象とする場合、当該業務に従事した期間が3年以上であれば、「おおむね3年以上」の要件を満たすものとみなしてよい。
  - d 「業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上」については、例えば民間団体において3年間相談業務に従事したが、月に数回程度しか行っていない場合などはこの要件は満たさず、1日4時間週3日程度の勤務態様で3年以上従事することが求められる。
- (イ) 犯罪被害者等早期援助団体において犯罪被害相談員の職務を補助した期間が通算しておおむね3年以上の者 ((1)イ(イ))
- a 犯罪被害者等早期援助団体として指定された法人において、指定後、犯罪被害相談員の職務の補助をおおむね3年以上経験した者を指す。
  - b 犯罪被害相談員の職務の補助は、犯罪被害相談員の責任の下で行われるものであり、常に犯罪被害相談員が補助者の言動を監視し、補助者が不適切な対応を行ったときに即時に修正できるような態様で行われなければならない。
  - c 2箇所以上の犯罪被害者等早期援助団体において犯罪被害相談の職務を補助した場合の年数計算については(ア) bと同様に扱う。
  - d 「補助した期間が通算しておおむね3年以上」については、(ア) dと同様、1日4時間週3日程度の勤務態様で3年以上従事することが求められる。
- (ウ) 犯罪被害等に関する相談に関し(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 ((1)イ(ウ))
- a 個別具体的に判断する必要があるが、例えば次のような者が該当し得る。
    - ・ 精神科医で犯罪被害者等の支援に関する識見を有する者
    - ・ 臨床心理士等のカウンセリングに係る資格を有し、かつ犯罪被害者等の支援に関する識見を有する者

- ・ 弁護士で犯罪被害者等の支援に関する識見を有する者
- ・ (ア)又は(イ)の「3年」の要件は満たさないものの、カウンセリングに準ずる業務経験（例：社会福祉士等のソーシャルワーカーとしての業務経験）、大学等における心理学の専攻又は研修等を通じて、知識及び技能を補完し、(ア)又は(イ)と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

b 本号を認定するためには、(ア)及び(イ)に比して、犯罪被害者等の支援に関する知識及び技能について、より詳細かつ具体的に疎明される必要がある。

(エ) その他

本条に規定する要件は、最低限のものであり、法人において独自の要件を付加することは差し支えない。特に、犯罪被害者直接支援員の要件は、直接支援業務の具体的な在り方が多岐にわたることを念頭に置き、最低限のものとして設定したものであり、各法人が行う具体的援助の内容から個別に要件を付加することが望ましい。

### 第3 犯罪被害者等早期援助団体の円滑な事業遂行を確保するための措置について

#### 1 「公安委員会指定」という文字の名称使用（法第23条第3項及び第27条関係）

##### (1) 内容

犯罪被害者等を援助する者は、援助事業を行うに当たっては、第2の1(1)の指定を受けないで、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならないこととした。また、これに違反した者は、10万円以下の過料に処することとした。

##### (2) 趣旨

指定制度の目的を達成するためには、犯罪被害者等早期援助団体の社会的信用を確保することが必要であるが、そのためには、「公安委員会指定」という文字を自由に使用できることとすると、犯罪被害者等が、公安委員会が指定した団体か否かについて外形的に判断できなくなり、ひいては犯罪被害者等早期援助団体であっても安心して援助を要請することが不可能となる。そこで、本制度の目的を担保するため、指定を受けた団体に限り「公安委員会指定」の文字を使用できることとしたものである。

##### (3) 留意事項

公安委員会の指定を受けた法人は、その名称に「公安委員会指定」という文字を冠することができる。また、指定した公安委員会の都道府県名を付し、「〇〇県公安委員会指定」とすることも差し支えない。

しかしながら、指定した公安委員会以外の公安委員会の都道府県名を付すことや、「〇〇県警察指定」、「公安委員会公認」又は「公安委員会認定」などの「公安委員会指定」に類似した名称を用いることは、犯罪被害者等を混乱させ、(1)の違反を助長するおそれがあることから、これらを用いないよう指導すること。

## 2 警察本部長等による情報提供（法第23条第4項及び規則第7条関係）

### (1) 内容

ア 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が相談事業又は直接的支援事業を適正に行うために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができることとした。（法第23条第4項）

イ 警察本部長等は、アにより犯罪被害者等早期援助団体に対し犯罪被害者等の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報を提供するときは、相談事業又は直接的支援事業の実施を統括管理する者又はその指定する者に対して行わなければならないこととした。（規則第7条）

### (2) 趣旨

ア 犯罪被害等を受けた直後の犯罪被害者等は、自ら必要性を判断して直接民間団体に対して援助を要請することが困難な場合があり、また、判断が可能であっても、捜査への協力、病院への通院等に忙殺される。さらに、犯罪被害者等が自らの被害について、民間団体に対して繰り返し説明すること自体が犯罪被害者等に過大な精神的負担をかけることとなる。そこで、危機介入の確実な実施を図るため、犯罪被害者等の被害状況等について把握している警察が、犯罪被害者等早期援助団体に対して、その支援に必要な情報を提供することを明確にし、もって、犯罪被害者等早期援助団体から犯罪被害者等に対して能動的にアプローチできるようにすることを可能としたものである。

イ (1)イは、警察本部長等が提供する情報を受理する者の責任の所在を明確にしたものである。

警察本部長等が行う情報提供は、その後の援助を前提に行われるものであるから、提供された情報が援助に活用されずそのまま放置されるような事態は許されない。そこで、情報の受理を、相談事業又は直接的支援事業の実施を統括管理する者（以下「担当責任者」という。）の責任下において行うこととすることによって、情報受理後、遺漏なく援助を行うことを確保するとともに、情報の取扱いが適切に行われるようにしたものである。

### (3) 解釈上の留意事項

#### ア 犯罪被害者等の同意

(ア) 情報を提供する際に、犯罪被害者等の同意を必要とすることとしたのは、提供する情報には、犯罪被害者等のプライバシーに関する情報が含まれており、本人の意に反するような場合にまで情報を提供することは、本人の名誉を害するおそれがあり適切でないことによる。

(イ) 犯罪被害者等の同意は、犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要という特定の情報を犯罪被害者等早期援助団体たる特定の団体に対し

て警察本部長等が提供することについてのものである。

#### イ 情報の具体的内容

(ア) 警察本部長等が提供する情報は、「氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要」と規定されるが、個別のケースにおいて提供される情報は、犯罪被害者等が要請する（又は犯罪被害者等早期援助団体が当該犯罪被害者等に対して行う）援助の内容によって異なる。

なお、提供する犯罪被害の概要の内容は、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利利益を不当に侵害するおそれのあるものまでを含むものではない。

(イ) 相談事業を適正に行うための情報としては、犯罪被害者等が自らの犯罪被害を繰り返し説明することにより受ける精神的負担を軽減するため必要となる情報として、犯罪被害の概要（犯罪被害の発生日時、場所、犯罪被害の程度・内容等）が挙げられる。

(ロ) 直接的支援事業を適正に行うための情報としては、犯罪被害の程度・内容等に応じて援助体制を判断し、犯罪被害者等に連絡を取るために必要な情報として、犯罪被害の概要のほか、当該犯罪被害者等の氏名、性別、年齢、住所、連絡先等が挙げられる。

ウ (1)イでは、担当責任者のほか「その指定する者」に対して情報提供することができるとしているが、これは、担当責任者に連絡がとれない場合や、担当責任者に対して情報提供することが硬直的に過ぎる場合（例えば、犯罪被害相談員等が犯罪被害者等とともに警察署に訪れた際に当該犯罪被害者等に関する情報を提供する場合。）などを想定したものである。

#### (4) 運用上の留意事項

##### ア 警察本部長等からの情報提供を求めるか否かの確認

(1)アによる情報提供は、犯罪被害者等早期援助団体の「求めに応じ」行われるものである。また、この求めの申出は、個別具体的なケースごとに行われるものでなく、事前の包括的な申出として行われるものである。よって、警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、犯罪被害者等早期援助団体が指定された際には、当該団体に対し、情報提供を求めるか否かについて書面で確認すること。

##### イ 情報提供を求めることの申出方法

警察本部長等は、担当責任者又はその指定する者に対して情報提供を行わなければならない。よって、犯罪被害者等早期援助団体が情報提供を求めることを申し出る場合には、あわせて、担当責任者（あらかじめその指定を受けた者がいる場合はその者も含む。）の氏名及び連絡先を届け出させること。

##### ウ 犯罪被害者等の同意

(ア) 同意を得る前に犯罪被害者等に説明すべき事項

犯罪被害者等から同意を得る際には、事前に、①当該犯罪被害者等早期援助団体が公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法により役員及

び職員に守秘義務も課せられていること、②当該犯罪被害者等早期援助団体が提供し得る援助の具体的内容、③情報提供を行う理由、④犯罪被害者等に関する特定の情報を犯罪被害者等早期援助団体に提供することの理由を犯罪被害者等に説明すること。

また、①から③の事項を団体又は警察が作成するパンフレット等に記載し、これを犯罪被害者等に示すなど、上記説明が確実に行われるための方策をとることが望ましい。

(イ) 同意の取り方

同意の取り方は、書面によるか口頭によるかを問わないが、犯罪被害者等による明示の同意を要する。

(ウ) 同じ犯罪被害者等に関する情報を2度以上にわたり提供する場合の同意

同じ犯罪被害者等に関する情報を2度以上にわたり提供する場合においても、提供する情報は異なることから、情報提供を行うたびごとに、当該情報の提供に係る同意を犯罪被害者等から得ること。

エ 情報を提供する際の留意事項

(ア) 情報提供の方法としては、書面によるか口頭によるかは問わないが、担当責任者又はあらかじめその指定を受けた者以外の者が情報を受理しないような方法で実施すること。

(イ) 犯罪被害相談員等が警察署等に訪問してきた場合など、担当責任者以外の犯罪被害相談員等に情報を提供しようとするときは、逐次、証票により当該犯罪被害相談員等の身分を確認の上、担当責任者に当該犯罪被害相談員等が情報を受理し得る者なのかを確認すること。

(ウ) 犯罪被害者等が望む援助の具体的内容を事前に聴取している場合には、犯罪被害者等早期援助団体に対しその内容についても教示すること。

オ 指定が行われた都道府県以外の都道府県の警察本部長等からの情報提供

(ア) (1)に基づく情報提供は、指定が行われた都道府県の警察本部長等のみならず、それ以外の都道府県の警察本部長等からも行い得るものである（例えば、指定団体が存するA県の在住者が、B県において犯罪被害を受けた場合、B県警察からA県の犯罪被害者等早期援助団体へ情報を提供することが可能。）。

(イ) 指定が行われた都道府県以外の都道府県の警察本部長等からの情報提供が可能となるよう、警察本部長は、犯罪被害者等早期援助団体の指定等が行われたときは、直ちに、下記の事項について全国の警察本部長あてに通知すること。

a 指定が行われたとき

(a) 規則第2条に基づき公示した内容

(b) 当該犯罪被害者等早期援助団体が行う援助の具体的内容及び活動地域

(c) 情報提供する際の連絡先（犯罪被害者等早期援助団体の電話番号、情報を受理する担当責任者とあらかじめその指定を受けた者の氏名及び連

絡先)

- b a (a)から(c)までに掲げる事項に変更が生じたとき  
当該変更に係る内容及び年月日
  - c 法第23条第5項に基づく改善命令が行われたとき  
改善命令の内容及びその原因となる事実
  - d 指定の取消しが行われたとき  
規則第12条に基づき公示した内容
- (ウ) 警察本部長は、(イ)の通知を受けた場合、警察署長に対しその周知を図ること。
- (エ) 警察本部長等は、情報提供を行おうとする場合において、当該犯罪被害者等早期援助団体に関し不明な点があるときは、当該団体を管轄する警察本部又は当該団体に確認するよう努めること。

カ その他

- (ア) 情報を提供することができる者は、警察本部長等とされ、警察署長が含まれる。これは、情報提供が、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう支援するために行われるものであり、その実施には迅速性が求められることが多いことによる。よって、都道府県警察においては、この趣旨にかなうよう、内部手続の簡略化等を図ること。
- (イ) 情報提供をした警察本部長等が、情報提供後、必要に応じて、犯罪被害者等早期援助団体による当該犯罪被害者等に対する援助の実施の有無等を確認する場合には、援助のたびごとに援助の実施状況に関する書面報告を求めるなど、犯罪被害者等早期援助団体に過度の事務負担をかけないこと。

### 3 都道府県警察との間における連絡及び配慮（規則第13条関係）

#### (1) 内容

- ア 犯罪被害者等早期援助団体は、その業務の運営について、都道府県警察と密接に連絡するものとした。
- イ 都道府県警察は、犯罪被害者等早期援助団体に対し、次に掲げる事項について、必要な配慮を加えるものとした。
- (ア) 相談業務等の円滑な運営を図るため必要な知識又は技術の提供に関すること。
- (イ) (ア)に掲げるもののほか、犯罪被害者等早期援助団体の業務の円滑な運営を図るため必要な便宜の供与に関すること。

#### (2) 趣旨

犯罪被害者等早期援助団体が適正かつ確実な事業を継続的に行うためには、公安委員会・警察が指定法人としての監督や指導助言を行うとともに、犯罪被害者等早期援助団体が警察と密接に連絡をとり、警察が犯罪被害者等早期援助団体に対して必要な配慮を加えることが重要となることから、かかる規定を設けたもの

である。

(3) 留意事項

ア (1)アの例としては、密接な連絡を通じて、犯罪被害者等の支援の在り方、研修方法、近い将来行う予定の新規援助事業等について話し合うことや、犯罪被害者等から犯罪被害者等早期援助団体に対して申出のあった苦情に関する事項を随時連絡することなどが挙げられる。

イ (1)イ(ア)の具体的内容としては、次のようなことが例として挙げられる。

相談業務に必要な知識や技術の維持向上を図るためのアドバイス、犯罪被害者給付制度の説明、申請補助を行う上での留意点の教示、防犯グッズ等に関するアドバイスなどを、団体が行う研修に警察職員が講師として赴くことなどを通じて行うこと。

ウ (1)イ(イ)の具体的内容としては、次のようなことが例として挙げられる。

犯罪被害者等早期援助団体が主催する行事への後援、団体が作成するパンフレットを警察署等に備え付けること、警察の広報誌に団体について掲載すること、警察施設を利用させることなど。

#### 第4 犯罪被害者等早期援助団体に係る義務について

##### 1 守秘義務（法第23条第7項及び第26条関係）

###### (1) 内容

犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、相談業務等に関して知り得た秘密を漏らし、又は第2の2(1)の(ア)から(エ)までに掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならないこととした。また、これに違反した者は、20万円以下の過料に処することとした。

###### (2) 趣旨

相談業務等は、犯罪被害者等が受けた被害の内容、生活状況等プライバシーに関する情報を取り扱うことを伴うが、これらの秘密の漏洩又は目的外利用があれば、犯罪被害者等を始めとする関係者の名誉を害し、犯罪被害者等早期援助団体の社会的信用が損なわれることとなる。そこで、相談業務等に関して知り得た秘密に係る漏洩又は目的外利用の禁止に関する規定を設け、もって、犯罪被害者等が安心して犯罪被害者等早期援助団体から援助を受けられるようにしたものである。

###### (3) 留意事項

###### ア 役員

役員とは、法人その他の団体において、その業務の執行、業務の監査等の職権を有する者をいい、一般社団・財団法人や特定非営利活動法人等については、これらを規定する法律において規定が設けられている。

###### イ 職員

職員とは、一般に何らかの組織体において何らかの職を占める者をいい、職

員について法令で特別な定義規定を置いていない場合、個別の法人ごとに定款等に照らし、その範囲を判断することとなる。この場合、有給の常勤職員のみならず、無給の非常勤職員や、臨時雇いで補助的な作業に従事する者についても、定款等により職員となり得る。

#### ウ 相談業務等に関して知り得た秘密

守秘義務の対象となる秘密は、相談業務等に関して知り得た秘密である。

「業務に関して知り得た秘密」とは、自己の担当した援助に係る犯罪被害者等の秘密のみならず、業務に関連して知ることのできたすべての秘密が含まれる。

また、「秘密」とは、一般に、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものとされ、非公知性（当該事項が未だ広く一般の人に了知されていないこと）及び要保護性（行政目的等を達成するため実質的にもそれを秘密として保護するに値すること）が秘密の要件とされる。

#### エ 漏洩

「漏らす」とは、秘密を知らない第三者に知らせることをいい、口頭による告知又は書類の閲覧等その方法に制限はない。また、その相手方は不特定多数の場合はもちろん、特定の人の場合を含む。

#### オ 目的外利用

「第2の2(1)の(ア)から(エ)までに掲げる事業の目的以外の目的のための利用」の例としては、以下のような場合が考えられる。

- ・ 物品の販売のために利用すること。
- ・ 特定の団体への勧誘（犯罪被害者等から構成される自助グループの紹介など客観的に犯罪被害者等の支援の一環としてみなされるものは除く。）の目的のために利用すること。
- ・ 犯罪被害者の実態に関する調査研究のために利用すること。

#### カ 法第23条第4項の規定（第3の2(1)ア）により提供した情報

警察本部長等が提供する情報は、犯罪被害者等の同意により提供されるものであるが、この同意は、犯罪被害者等早期援助団体が第三者に対して当該情報を提供することまでを認めるものではないから、当該情報に係る秘密には当然守秘義務がかかることとなる。

守秘義務のかかる範囲は相談業務等に関して知り得た秘密であり、警察から提供された情報に係る秘密に限られない。

#### キ 公になっている情報

一般に「秘密」と言い得るためには、非公知性と要保護性が必要であるとされるが、マスコミ等を通じ犯罪被害者等の氏名等が公になっている場合においても、当該犯罪被害者等が犯罪被害者等早期援助団体において援助を受けていること自体は非公知に係る事実であるから、漏洩等することは禁じられるものと解される。

## 2 関係機関等との調和及び連携（法第23条第8項関係）

### (1) 内容

犯罪被害者等早期援助団体は、第2の2(1)の業務の遂行に当たっては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならないこととした。

### (2) 趣旨

犯罪被害者等に対する援助は、犯罪被害者等早期援助団体のみならず、警察を始めとする関係機関や関係団体も行うものであり、犯罪被害者等のニーズに応じて効果的な援助を行うためには、これらの活動に配慮し、調和及び連携を図ることが必要であることから、これを義務付けたものである。

### (3) 留意事項

#### ア 関係機関との調和及び連携の具体例

- ・ 保健所や婦人相談所等との連携による犯罪被害者に対する病院等の紹介や付添
- ・ 児童相談所との連携による保護者等から虐待されている子供の保護
- ・ 社会福祉事務所との連携による生活保護を希望する犯罪被害者等への援助

#### イ 関係団体との調和及び連携の具体例

- ・ 臨床心理士会との連携によるカウンセリングの実施や臨床心理士の紹介
- ・ シェルターを運営する民間団体との連携による犯罪被害者の保護
- ・ 暴力追放運動推進センターや交通安全活動推進センター等特定の分野における相談を専門的に行っている団体の紹介や連携しての援助
- ・ 犯罪被害者等による自助グループと連携しての援助
- ・ 他の団体と共同しての講演会の開催

## 3 身分を示す証票（規則第6条関係）

### (1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪被害相談員等に対し、その身分を示す証票を交付しなければならないこととした。

イ 犯罪被害相談員等は、その業務に従事するに当たっては、アの証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。

### (2) 趣旨

ア 犯罪被害者等が安心して援助を受けられるようにするためには、犯罪被害者等において、自己に援助を行う者が犯罪被害相談員等であることを確認できるようにすることが必要であることから、これが可能となるよう、犯罪被害相談員等に証票の携帯を義務付けたものである。

イ 犯罪被害相談員等が、犯罪被害者宅への訪問や犯罪被害者等の関係者への連絡など、事務所外での援助を行う場合には、犯罪被害者等以外の者からも、身

分を明らかにするよう求められることが想定されることから、関係者から請求があった場合に証票を提示することを義務付けたものである。

(3) 留意事項

ア 証票の例の確認

犯罪被害者等早期援助団体の指定前、又は指定後直ちに、当該犯罪被害者等早期援助団体が犯罪被害相談員等に対し交付する予定の証票の例を確認すること。

イ 犯罪被害者等に対する証票の教示

警察から犯罪被害者等に犯罪被害者等早期援助団体を紹介する場合には、犯罪被害者等が安心してその援助を受けられるよう、犯罪被害者等に対し、当該犯罪被害者等早期援助団体が犯罪被害相談員等に交付する証票の例を教示すること。

ウ 犯罪被害者等早期援助団体における証票の管理

証票は、援助を初めて受ける犯罪被害者等にとって、犯罪被害相談員等を確認する重要な手段であり、これが悪用されることがあれば、犯罪被害者等早期援助団体の社会的信用を損ねる大きな要因となり得る。よって、犯罪被害者等早期援助団体において証票が適切に管理されるよう指導の徹底を図ること。

エ その他

犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員、犯罪被害者直接支援員のうち2つ以上の資格を有する者は、自己の有するすべての資格を1つの証票に記載することとなるので、誤りのないよう指導すること。

第5 犯罪被害者等早期援助団体に対する公安委員会の監督について

1 改善命令及び指定の取消し（法第23条第5項及び第6項関係）

(1) 内容

ア 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（法第23条第5項）

イ 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体がアの命令に違反したときは、その指定を取り消すことができることとした。（法第23条第6項）

(2) 趣旨

援助事業の適正性及び確実性を確保するためには、事業運営等に改善が必要である場合には、その状態が継続することにより不当な事態が発生しないよう、かかる状態を解消させる必要があることから、このような場合には、公安委員会が事業運営等に関する改善命令を行い、それに違反した場合は指定を取り消すことができることとしたものである。

(3) 留意事項

(1)アの改善命令の例としては、以下のような場合が考えられる。

- ・ 事業規程において定める援助内容を行う上で必要となる人員や資材が確保されていない場合、それらを確保することを命ずること。
- ・ 犯罪被害者等のプライバシーが確保できるような施設が設けられていない場合、犯罪被害者等が安心して相談できるように施設の改善を命ずること。
- ・ 守秘義務違反をした者がいた場合、情報の管理状況について調査を行い、あわせて情報管理の重要性に関する再教育を職員に対して行うよう命ずること。
- ・ 相談業務等に関する書類が他人の目に触れるなど適切に管理されていない場合、書類を保管する保管庫等を備えるよう命ずること。

## 2 事業報告等（規則第8条関係）

### (1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体は、指定を受けた日の属する事業年度を除き、毎事業年度（事業年度の定めのない法人にあつては、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。イにおいて同じ。）の開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、公安委員会に提出しなければならないこととした。これを変更しようとするときも、同様とすることとした。

イ 犯罪被害者等早期援助団体は、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を作成し、公安委員会に提出しなければならないこととした。

ウ 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の援助事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、財政の状況又はその事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができることとした。

### (2) 趣旨

改善命令等の公安委員会に係る監督権限を実効あるものとするためには、犯罪被害者等早期援助団体の事業運営等を正確に把握することが必要であることから、犯罪被害者等早期援助団体が事業年度ごとに事業報告書等を公安委員会に提出することとともに、公安委員会が必要に応じて報告等を求めることができることとしたものである。

### (3) 解釈上の留意事項

ア (1)ア及びイにおいて求める報告は、犯罪被害者等早期援助団体たる法人としての報告であり、援助事業に係る部分に限られないが、同時に、援助事業に係る部分が明らかになるように記載したものでなければならない。

イ (1)ウについても、必ずしも援助事業の部分に限られないが、あくまで犯罪被害者等早期援助団体の援助事業の適正な運営を図るためのものであるから、援助事業に関連がある部分であることを要する。ここで関連ある部分としては、例えば、その他事業の実施が援助事業に影響を及ぼしている疑いがある場合における当該その他事業等が含まれる。

### (4) 運用上の留意事項

- ア 事業報告等を受けた際には、事業の運営等に関し改善の必要があるか否かなどについて着眼すること。
- イ (1)ア及びイによる定期的な事業報告等や、規則第13条第1項の規定（第3の3(1)ア）による密接な連絡とあわせて、(1)ウによる報告徴収を活用することにより、犯罪被害者等早期援助団体に対する犯罪被害者等からの苦情に係る状況を始めとする団体の事業運営状況等の把握に努めること。
- ウ (1)ウによる資料等の要求は、当該犯罪被害者等早期援助団体における適正かつ確実な援助事業の遂行を確保するためのものであることに留意し、民間団体の事業活動に支障を来すような過度の介入にならぬよう注意すること。

### 3 解任の勧告（規則第9条関係）

#### (1) 内容

公安委員会は、役員、犯罪被害相談員等又は援助事業に従事する職員が、(ア)から(エ)までのいずれかに該当することとなったときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、当該役員、当該犯罪被害相談員等又は当該職員の解任を勧告することができることとした。

(ア) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(イ) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(ウ) 役員、犯罪被害相談員等又は援助事業に従事する職員たるにふさわしくない非行のあったとき。

(エ) 第2の3(1)ウ)又は第2の4(1)の要件を満たさなくなったとき。

#### (2) 趣旨

犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員の解任に関し、公安委員会が、その監督の一形態として、団体内部の解決を促すべく、犯罪被害者等早期援助団体に対し勧告することができることとしたものである。

#### (3) 解釈上の留意事項

ア (1)イ)の「職務上の義務」又は「職務」は、法令、団体の定める内部規程又は上司の職務上の命令によって定められる。

イ (1)ウ)の「非行」は、必ずしも違法な行為に限定されるものではなく、また、職務に関連した非違行為のみならず、私行上の行為も含まれる。例えば、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づき行政命令を課された場合などは、これに該当し得る。

#### (4) 運用上の留意事項

犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員に不適切な行為等があった場合の措置としては、①法第23条第5項（1(1)ア）の規定に基づく改善命令の一形態としての役員又は職員の解任命令、②規則第9条（1）の規定に基づく解任の勧告（法的には解任を義務付ける効果はない。）、③法人による自主的な解任、がある。

この3者間の関係については、実務上、次のようにすべきである。すなわち、

内部問題及び当事者間の契約を優先する意味で、当事者たる犯罪被害者等早期援助団体による解任が自主的に行われることが望ましい。よって、解任事由に該当することのみをもって、直ちに解任の勧告や業務改善命令を発することは必ずしも適当ではなく、まずは、自主的解任を待ち、なお解任事由に該当することを放置しており、公益上望ましくないときには勧告により解任を促し、これに従わないときに初めて改善命令を発するという段階を経ることとなる。

## 第6 指定等に関する手続

### 1 指定の申請（規則第1条関係）

#### (1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならないこととした。

- (ア) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (イ) 援助事業を行う事務所の名称及び所在地
- (ウ) 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等

イ アの申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

- (ア) 定款、寄附行為、規則又は規約及び登記簿の謄本
- (イ) 次に掲げる者の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにこれらの者が第2の3(1)(ウ)のaからdまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - a 役員
  - b 犯罪被害相談員
  - c 犯罪被害者等給付金申請補助員
  - d 犯罪被害者直接支援員
  - e 援助事業に従事する職員
- (ウ) 犯罪被害相談員が第2の4(1)イの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することを説明した書面
- (エ) 援助事業に使用する施設並びに資産の総額及び種類に関する書類
- (オ) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度（事業年度の定めのない法人にあっては、申請の日から2年間とする。）における事業計画書及び収支予算書
- (カ) 相談事業等の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）
- (キ) 相談業務等に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する規程（以下「情報管理規程」という。）
- (ク) 援助事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要を記載した書面
- (ケ) 当該法人が第2の3(1)(ウ)の法人に該当しないことを誓約する書面
- (コ) 組織及び運営に関する事項その他参考となる事項を記載した書面

ウ イ(カ)の事業規程は、相談事業等のそれぞれについて、次に掲げる事項を定め

たものでなければならないこととした。

- (ア) 相談事業等を行う時間及び休日に関する事項
- (イ) 相談事業等を行う場所に関する事項
- (ウ) 犯罪被害相談員等の選任及び解任に関する事項
- (エ) 相談事業等に関する研修に関する事項
- (オ) 相談事業等の実施を統括管理する者に関する事項
- (カ) 相談事業等の実施の方法に関する事項
- (キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、相談事業等の実施に関し必要な事項

エ イ(キ)の情報管理規程は、次に掲げる事項を定めたものでなければならないこととした。

- (ア) 相談業務等に関して知り得た情報の適切な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項
- (イ) 相談業務等に関して知り得た情報の管理に係る事務を統括管理する者に関する事項
- (ウ) 相談業務等に関して知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、相談業務等に関して知り得た情報の適切な管理のため必要な措置に関する事項
- (オ) 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員並びにこれらの職にあった者が秘密を保持するために必要な措置に関する事項

## (2) 留意事項

### ア 申請書 ((1)ア)

- (ア) 援助事業を行う事務所の名称及び所在地 ((1)ア(イ))  
法人の「主たる事務所」に限られず、援助事業を行う事務所のすべてについて記載される必要がある。
- (イ) 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等 ((1)ア(ウ))  
性犯罪被害のように特定の被害類型のみを援助対象とする法人についても、指定の対象となることから、指定を受けようとする法人が行う援助の対象を明らかにすることを求めるものである。  
したがって、援助の対象について、法第2条第4項に規定する「犯罪被害等」を網羅する法人にあっては、「法第2条第4項に規定する犯罪被害等」と記載されれば足りるが、その一部のみを援助の対象とする法人にあっては、その具体的内容が記載される必要がある。
- (ウ) 申請書の様式の例は別添3のとおりであるので、参考とされたい。

### イ 添付書類 ((1)イ)

- (ア) 定款、寄附行為、規則又は規約及び登記簿の謄本 ((1)イ(ア))
  - a 営利を目的としない法人の組織活動の根本規則たる定款等を求めるものである(宗教法人は「規則」(宗教法人法第12条)、労働組合は「規約」(労働組合法第5条)など、法人により異なる。)

- b 法人の類型に応じ、定款、寄附行為、規則又は規約が提出されるとともに、法人としての登記簿の謄本が提出されることとなる。
  - c 定款等には、援助事業を行う旨の定めがあるとともに、援助事業以外の事業を行う法人にあっては、当該事業の内容も明らかにされている必要がある。
- (イ) 役員及び職員の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びに誓約書（(1) イ（イ））
- a 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員、すなわち、指定後、犯罪被害者等早期援助団体を構成することとなる役員及び職員のすべてについて、氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにこれらの者が第2の3(1)(ウ)の欠格事由に該当しないことを誓約する書面の提出を求めるものである。
  - b 略歴は、生年月日、本籍地、最終学歴及び職歴のほか、本人の意向により各種役職等を記載させること。
  - c 本書類が人的基盤の審査（第2の3(1)(イ)及び(ウ)）に資するよう、役員、犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員、犯罪被害者直接支援員及び援助事業に従事する職員の種別に従い、書類を提出させる必要がある。
  - d 本書類の様式の例は別添4のとおりであるので、参考とされたい。
- (ウ) 犯罪被害相談員が第2の4(1)イの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することを説明した書面（(1) イ（ウ））
- 犯罪被害相談員が、規則第5条第2項（第2の4(1)イ）の何号の要件を満たし、これを証するものとして、どのような経験を有するか、あるいはどのような研修を経ているかなどを詳細かつ具体的に説明してあることが必要となる。
- (エ) 援助事業に使用する施設並びに資産の総額及び種類に関する書類（(1) イ（エ））
- a 「施設に関する書類」とは、援助事業に使用する施設につき、①事務所の権原を明らかにする図書（賃貸借契約書等）、②登記簿の謄本、③事務所のある建物全体及び当該建物における事務所の位置を明らかにした図面、④事務所の全体を明らかにする図面、⑤援助を行う部屋の構造が明らかになる図面、⑥事務所以外の施設を利用する場合はその詳細を記載した書面である。
  - b 「資産の総額及び種類に関する書類」は、財産目録並びに財産目録に記載した各財産の権利及び価格を証明する書類を意味する。  
指定後寄附を予定されている財産については、寄附申込書や、寄附者、寄附金品及び寄附の時期の一覧表を添付することが最低限必要である。寄附申込書には、寄附者が当該寄附をいつまでに確実に履行できるのかについて明記しておく必要がある。

また、その寄附が確実に履行されることを証する書類として、現金であれば、それに相当する金額の寄付者の銀行預金残高証明書、不動産の場合には、所有権を示す登記簿の謄本などの権利証明書等が添付されることが望ましい。

- (わ) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（(1)イ(わ)）

援助事業とその他事業の区別が明らかにされている必要がある。

- (か) 援助事業以外の事業の種類及び概要を記載した書面（(1)イ(か)）

a 「援助事業以外の事業」とは、法の対象とする援助事業以外の被害者援助（例：過失による身体犯の被害者への援助）や被害者援助以外の事業（例：収益事業）を意味する。

b その他事業が援助事業の遂行を不公正にするおそれがないことを審査するための一資料であることから、これを説明する上で必要な程度に、その他事業の種類及び概要を記載させる必要がある。

- (き) 組織及び運営に関する事項その他参考となる事項を記載した書面（(1)イ(こ)）

おおむね次のような書面が必要であるが、これらの書面以外にも、法人の内部規程として整備されているものについては、すべて添付されることが望ましい。

①役員の権限分担表、②機関及び事務局の組織図、③職員名簿、④事務処理規程、⑤就業規則、⑥職員給与規程、⑦会計処理規程、⑧職員退職給与規程、⑨公印管理規程、⑩過去の援助事業に係る実績。

## 2 指定の公示（規則第2条関係）

### (1) 内容

公安委員会は、指定を行ったときは、1(1)アの(ア)から(ウ)までに掲げる事項及び当該指定を行った年月日を公示しなければならないこととした。

### (2) 留意事項

公示は、犯罪被害者等早期援助団体の援助事業を広く周知させるために行うものである。よって、申請者に対する指定を行った旨の通知は別に行うこと。

## 3 名称等の変更を行う場合の手續（規則第3条関係）

### (1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体は、1(1)アの(ア)又は(イ)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、変更に係る事項及び変更しようとする年月日を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならないこととした。

イ 犯罪被害者等早期援助団体は、1(1)アの(ウ)に掲げる事項、1(1)イ(カ)の事業規程又は同(キ)の情報管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ、公安委員会の承認を受けなければならないこととした。

ウ 公安委員会は、アによる届出書の提出があったとき又はイにより1(1)ア(ウ)に掲げる事項の変更に係る承認を行ったときは、当該変更に係る事項及び変更しようとする年月日を公示しなければならないこととした。

エ 犯罪被害者等早期援助団体は、1(1)イの(ア)から(ウ)までに掲げる書類又は同(ク)から(コ)までに掲げる書類の内容に変更があったときは、速やかに、変更後の内容に係る書類を公安委員会に提出しなければならないこととした。

(2) 承認に係る審査を行う上での留意事項

(1)イにおいて、「当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等」、「事業規程」及び「情報管理規程」の変更について、公安委員会の承認にかからしめたのは、これらの事項が、当該犯罪被害者等早期援助団体における援助事業の在り方や被害者等のプライバシーの保護に直接的な影響を及ぼすものであり、その変更後においても当該法人が適正かつ確実な援助事業の遂行を継続できるかどうかについて、公安委員会が確認する必要があることによる。

したがって、公安委員会は、これらの変更事項の適否はもとより、その変更に伴い必要となる人的又は財政的な措置が講じられているかなどの観点から、承認に係る審査を行う必要があり、また、その判断に必要な資料が足りない場合は、犯罪被害者等早期援助団体に対して補充資料を求めることとなる。

4 事業の廃止又は指定の取消しの申請を行う場合の手続（規則第10条関係）

(1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体は、第2の2の(ア)から(エ)までのいずれかの事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、廃止しようとする理由、廃止しようとする年月日及び現に援助を行っている犯罪被害者等に対する措置を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならないこととした。

イ 犯罪被害者等早期援助団体は、指定の取消しを受けようとするときは、指定の取消しを受けようとする理由（一定の期日に指定の取消しを受けることを要する場合は、その理由を含む。）及び現に援助を行っている犯罪被害者等に対する措置を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならないこととした。

ウ 公安委員会は、アによる届出書の提出又はイによる申請書の提出があったときは、当該犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消すものとした。

(2) 留意事項

ア (1)アは、犯罪被害者等早期援助団体が、法第23条第2項各号（第2の2(1)の(ア)から(エ)まで）のいずれかの事業を廃止するとき（例：直接的支援事業の廃止）の手続を定めたものであり、各事業の一部を廃止したに過ぎない場合（例：直接的支援事業のうち物品の提供は廃止するが、役務の提供は継続する場合は、これに該当しない（なお、事業の一部を廃止したに過ぎない場合は、事業規程の変更として、事業規程の変更に係る承認の手続きを経ることとなる。））。

- イ (1)イは、犯罪被害者等早期援助団体が、自発的に指定の取消しを受けようとするときの手続である。
- ウ (1)ア及びイは、当然に取消事由となることから、公安委員会は、この届出書の提出又は申請書の提出があったときは、法第23条第5項の規定（第5の1(1)ア）による改善命令を行うことなく指定を取り消す。
- エ (1)ア及びイの「現に援助を行っている犯罪被害者等に対する措置」は、現に援助を行っている犯罪被害者等に対し当該犯罪被害者等早期援助団体がとった措置の具体的内容を指し、届出書等に犯罪被害者等ごとに記載する。なお、やむを得ない理由により適当な措置をとることができなかつた場合には、その犯罪被害者等の人定事項及び犯罪被害状況などを詳細に届出書等に記載することが求められる。
- オ 警察本部長は、犯罪被害者等早期援助団体が事業の廃止又は指定の取消しの申請を行おうとする意思を有する場合には、事前に、当該犯罪被害者等早期援助団体と連携し、現に援助を行っている犯罪被害者等に対して適当な措置が講じられるよう努めること。
- カ 事業廃止の届出又は指定の取消しの申請が合った時点において、やむを得ない理由により、当該犯罪被害者等早期援助団体において適当な措置をとることができなかつた場合には、警察において、他の被害者支援団体又は機関を紹介するなどの措置をとること。

## 5 指定等に関する意見聴取（規則第11条関係）

### (1) 内容

公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体を指定しようとするとき、第5の1(1)アにより改善に必要な措置をとるべきことを命じようとするとき、又は同イにより犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該都道府県の区域を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正その他関係する機関の意見を聴くものとした。

### (2) 趣旨

犯罪被害者支援を行う検察当局を始めとした関係機関は、その活動を通じ、民間の犯罪被害者支援団体に関する情報を有している場合があり、また、指定等の手続がこれらの関係機関が行う犯罪被害者等の支援のための施策と調和的に行われる必要があることから、指定等の手続における関係機関の関与を定めたものである。

### (3) 留意事項

ア (1)に基づく意見聴取は、当該都道府県の地方検察庁の検事正のほか、上記趣旨から必要と認められる関係機関から行うこととなる。

イ 犯罪被害者等早期援助団体の事業廃止や指定の取消しの申請に伴い、公安委員会がその指定を取り消そうとするときは（規則第10条第3項：4(1)ウ）、関係機関から意見聴取を行う必要はない。これは、事業廃止の届出や指定取消し

の申請があったときには、公安委員会は指定を取り消すべきか否かの判断を要するまでもなく指定を取り消すこととなり、関係機関の意見を聴く必要もないからである。

ウ 意見を聴取する際には、関係機関に対し、指定の場合であれば公示することが予定される事項（指定に係る年月日を除く。）を、改善命令の場合であればその内容及びその原因となる事実を、指定の取消しの場合であれば公示することが予定される事項（指定の取消しに係る年月日を除く。）及びその原因となる事実を示して行うこと。

## 6 指定の取消しの公示（規則第12条関係）

### (1) 内容

公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならないこととした。

### (2) 留意事項

指定を取り消したときについても、指定時と同様、公示とは別に、処分の名宛人に対する通知を行うこと。

## 第7 その他

### 1 法第23条第3項（第3の1(1)）及び同条第7項（第4の1(1)）違反の事件処理について

犯罪被害者等を援助する者が、援助事業を行うに当たり、公安委員会の指定を受けずに、公安委員会指定という文字を冠した名称を使用した場合には、10万円以下の過料に、また、犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、相談業務等に関して知り得た秘密を漏らし、又は目的外利用した場合は、20万円以下の過料に処せられる（法第23条第3項、同条第7項、第26条及び第27条）。

過料は刑ではないから、刑法総則及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の適用はなく、その手続きは、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第161条以降の規定に基づき、以下のような手順で行われることとなる。

- ① 違反者の住所地を管轄する地方裁判所での審判（同法第161条）
- ② 地方裁判所による過料決定（同法第162条）
- ③ 検察官による過料の裁判の執行（同法第163条）

そこで、法第23条第3項又は同条第7項の違反に係る事実を認めたときは、当該違反者の住所地を管轄する地方裁判所にその旨を通知すること（非訟事件手続法第161条参照）。

### 2 行政手続法の適用関係について

#### (1) 犯罪被害者等早期援助団体の指定

法第23条第1項の規定（第2の1(1)）による犯罪被害者等早期援助団体の指定は、自己に対する利益を求める申請に対する処分であり、「申請により求められた許認可等」に該当し、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章の適用がある。

(2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する改善命令

法第23条第5項の規定（第5の1(1)ア）による犯罪被害者等早期援助団体に対する命令は、行政手続法第2条第4号の「不利益処分」に該当し、同法第3章第1節の適用があり、また、同法第13条第1項第2号に該当することから、同法第3章第3節（弁明の機会の付与）の適用がある。

なお、法人の役員又は職員に対する解任命令を行う場合は、同法第13条第1項第1号ハに該当することとなり、同法第3章第2節（聴聞）が適用される。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消し

ア 法第23条第6項の規定による取消し

法第23条第6項の規定（第5の1(1)イ）による犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消しは、行政手続法第2条第4号の「不利益処分」に該当し、同法第3章第1節の適用があり、また、同法第13条第1項第1号イに該当することから、同法第3章第2節（聴聞）の適用がある。

イ 規則第10条第3項の規定による取消し

規則第10条第3項の規定（第6の4(1)ウ）による犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消しは、行政手続法第2条第4項但書に該当し、不利益処分とはならない。

(4) 犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員に係る解任の勧告

規則第9条の規定（第5の3(1)）に基づく解任の勧告は、行政手続法第2条第6号の「行政指導」に該当し、同法第4章の適用がある。

### 3 その他

(1) 民間の犯罪被害者支援団体に対する指定制度の説明

本指定制度は、民間の犯罪被害者支援団体の自発的な申請により行うものであり、公安委員会に指定を義務付けたものではないが、犯罪被害者支援団体が指定を受け、犯罪被害者支援活動の活性化を図ることは、犯罪被害者等の支援上望ましいことである。よって、本指定制度の趣旨を活かし、多くの犯罪被害者支援団体が適切な支援活動を行えるよう、犯罪被害者支援団体に対し、指定制度の概要、指定の要件及び手続、指定を受けた後に課される義務等について、十分説明すること。

(2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する支援

犯罪被害者等早期援助団体に対しては、これが犯罪被害者等からの期待を裏切ることなく、適正かつ確実な援助事業を継続的に実施できるよう、規則第13条第2項の規定に基づく配慮を始めとする援助事業の充実強化を図るための各種支援を行われたい。

また、犯罪被害者等早期援助団体の指定が行われた都道府県以外の都道府県警察においても、自らが捜査する事件の犯罪被害者等が当該団体に援助を求めるとも考えられることから、特に近隣の都道府県における犯罪被害者等早期援助団体については広報誌等に掲載を行うなど、その周知に協力することが望ましい。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体以外の犯罪被害者支援団体に対する支援

公安委員会は、法第22条第3項に基づき、犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めることとされており、この民間の団体には、犯罪被害者等早期援助団体はもちろん、それ以外の団体も含まれる。

よって法第22条第4項に基づく「犯罪被害者等の支援に関する指針」を踏まえ、適切な支援を行うよう努められたい。

また、犯罪被害者等早期援助団体以外の団体に対して犯罪被害者等に関する情報を提供することについては、個別具体的に判断して、相当の理由があると認められる場合には可能と考えられるが、犯罪被害者等早期援助団体以外の団体の職員は法等による守秘義務を負わないから、特に慎重な判断が必要である。

なお、犯罪被害者等早期援助団体における援助事業以外の被害者支援に対する取扱いについても、同様である。

(4) 警察庁への報告

第3の2(4)オにより全国の警察本部長あてに通知するときのほか、犯罪被害者等早期援助団体の指定の申請を受理したとき、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員の解任を勧告しようとするとき、改善命令を発しようとするとき又は指定を取り消そうとするときは、関係書類を添えて警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長宛てに報告すること。

事業規程に盛り込まれるべき内容及びその留意事項

1 相談事業等を行う時間及び休日に関する事項

(1) 内容

相談事業等を行う日時を特定する（例：「毎週○曜日から○曜日までの午前○時から午後○時までとする。」）。

(2) 留意事項

ア 危機介入的支援が確実に行われるよう、相談事業等を行う日が週4日以上確保され、かつ休日が連続して3日以上設けられていないことが必要である。

イ 年末年始や祭日の扱いなど詳細な規定を置くことが望ましい。

ウ 事業ごとに日時を異ならせる場合はその内容も規定する。

2 相談事業等を行う場所に関する事項

(1) 内容

ア 施設内において行う場合

- ・ 事務所等の名称及び所在地を特定する。

イ 施設以外の場所において行う場合

- ・ 援助事業を行う地域を特定する（例：「○○県内にある犯罪被害者宅その他の場所」）。

(2) 留意事項

ア 事業ごと又は直接的支援事業の個別内容に応じ、活動場所を異ならせる場合はその内容も規定する。

イ 施設以外の場所において行う援助について、財政上の事情等により、当該都道府県の全域に事実上赴けない場合は、活動可能な地域を特定する（例：市町村名を列挙する。「事務所から片道約○時間以内の地域」と規定する。）。

3 相談事業等の実施を統括管理する者に関する事項

(1) 内容

ア 担当責任者の種類、及び個々の担当責任者が統括管理する事業の範囲を特定する。

イ 担当責任者の任務として、各業務の運営及び管理に関する第一次的責任（勤務状況の管理、業務担当の割り振り等）を負わせる。

ウ 担当責任者は、少なくとも担当する業務を行い得る資格を有する者から指定することとする。

(2) 留意事項

ア 担当責任者の数について、相談事業、申請補助事業（法第23条第2項第3号に規定する事業をいう。以下同じ。）、直接的支援事業の3つの事業ごとに担当

責任者を置くことも考えられるが、団体の実情に応じ、3つの事業をすべて統括管理する者として、1つの担当責任者のみを置くことや、事業の内容により2つの担当責任者を置くこととしても差し支えない。

イ 担当責任者は、規則第1条第3項第5号又は第7条の「事業の実施を統括管理する者」に相当する者であるが、担当責任者の独善的、恣意的な運営及び管理を防止するため、担当責任者とは別に、次のような「総括責任者」を置くことが望ましい。

(ア) 事業全般にわたる運営及び管理（苦情処理、犯罪被害相談員等の選任、研修、担当責任者への助言指導）を任務とする。

(イ) 3つの業務すべてを行い得る資格を有する者から指定する。

(ウ) 担当責任者と兼務しない。

#### 4 犯罪被害相談員等の選任及び解任に関する事項

##### (1) 内容

ア 選任及び解任を行う者を定める。

イ 選任事由として、規則第4条第3号及び第5条に規定する要件を満たすこと（常勤又は非常勤の役員又は職員）を定める。

ウ 解任事由として、規則第9条各号の事由を定める。

エ 選任手続として、例えば次のような手続を定める。

##### ① 「候補者」を決定するための面接

- ・ 総括責任者、担当責任者から構成される面接委員による面接を実施する。

<注>

※ 資質的側面（規則第4条第3号、第5条第1項及び第3項の要件を含む。）をチェックする。

※ 職員採用のための面接も兼ねる。

※ 相談歴等を詳細に聴取し、技量を確認する（③の研修内容に影響）。

##### ② 代表者より面接結果の通知

- ・ 「候補者」は、無給の職員とする。
- ・ 「候補者」は、面接結果の通知後、誓約書（保秘や前科等に関する事項）を理事に提出する。

<注>

※ 「候補者」は、職員として、法に規定する守秘義務や内部規程に定める一般的な職務上の義務がかかることとなる。

##### ③ 「候補者」に対する研修の実施

- ・ 「候補者」は、基礎研修（基本的知識の習得を目的とする。）及び実地研修（技能修得とともに、適性を審査することを目的とする。）を受講する。
- ・ 研修内容及び期間は、「候補者」の知識及び技能並びに希望に係る業務の種別に応じ、担当責任者及び総括責任者が、個別に決定する。

##### ④ 総括責任者が受講結果を意見を付して代表者に報告する。

⑤ 代表者は報告に基づき、犯罪被害相談員等としての選任を決定し、通知する。

<注>

※ 代表者は相談員等名簿に登録する（指定後は、公安委員会に届け出る）。

オ 犯罪被害相談員等の任期及び再任について定める。

(2) 留意事項

ア 規則で定める選任事由及び解任事由は、最低限のものであり、団体において必要と思われるその他の事由を付加してもよい。

イ 選任及び解任に関する事項は、団体内部における就業規則等他の内部規程により定められていても差し支えない。ただし、この場合、規則に定める事業規程の一部として、申請時に公安委員会に提出し、変更時には承認を受けることを要する。

5 相談事業等に関する研修に関する事項

(1) 内容

犯罪被害相談員等の選任時の研修、犯罪被害相談員の職務を補助する者（以下「補助者」という。）に対する研修、その他随時に行う研修等について詳細に規定する。

(2) 留意事項

研修に関する規定の量が相当に及ぶことが考えられることから、別に定めを設けることとしても差し支えないが、その際には、これについても、申請時に公安委員会に提出し、変更時には承認を受けることを要する。

6 相談事業等の実施の方法に関する事項

(1) 各事業の共通事項

ア 身分を示す証票

(ア) 内容

a 身分を示す証票の携帯及び提示を義務付ける。

b 犯罪被害相談員等は、証票の記載事項に変更を生じたとき、証票を亡失したとき又は証票が滅失したときは、速やかにその旨を代表者に届け出て、証票の書換え又は再交付を受けなければならないこととする。

c 犯罪被害相談員等は、その身分を失ったとき若しくは再交付を受けた場合において、亡失した証票を発見し、又は回復したときは、速やかに証票を代表者に返納しなければならないこととする。

(イ) 留意事項

a 犯罪被害相談員等の証票の返納を確実にするため、団体において、交付した証票の番号と保有者を記載した管理簿を作成することが求められる。

b 証票の様式を事業規程において定める場合、証票の様式に係る施行期日は、指定を受けた日からとする。

c 証票の様式を事業規程とは別に定めることとした場合、申請時又は指定後

直ちに、証票の例を公安委員会に届け出ることが求められる。

#### イ 援助を受けることができない場合の明示

団体において、援助の対象を罪種により限定する場合や、加害者に対し報復を行うおそれのある者等を援助の拒否事由とする場合等は、あらかじめ、援助を受けることができない場合について具体的に規定する。

#### ウ 援助の手続

相談業務等を適正に行うための手続について規定する必要があるが、例えば次の手続を定める。

##### (ア) 犯罪被害者等から援助の要請を受理した場合

- ① 犯罪被害相談員が、犯罪被害者等から援助の要請を受理したときは、「援助要請受理・処理簿」を作成し、対応した内容等を「援助実施結果票」に記載の上、担当責任者に報告する。
- ② 援助を実施する担当者の割り振りは、担当責任者が行う。
- ③ 相談は、特段の事情がない限り、担当となる犯罪被害相談員を決めて、これが最後まで行うこととし、直接的支援を行う場合も、当該犯罪被害相談員が中心となっていく。
- ④ 犯罪被害相談員等は、援助を行ったときは、その都度、「援助実施結果票」を作成の上、担当責任者に報告する。
- ⑤ 担当責任者は、「援助実施結果票」及び「援助要請受理・処理簿」を逐次確認する。
- ⑥ 「援助要請受理・処理簿」は、犯罪被害者等ごとに作成し、援助を実施した度ごとに作成する「援助実施結果票」と、警察から情報提供を受けた度ごとに作成する「警察提供情報受理票」とともに、時系列で編綴して保管する。

<注>

※ 「援助要請受理・処理簿」、「援助実施結果票」「警察提供情報受理票」の様式の例は、別紙のとおりである。

※ 犯罪被害者等が氏名等を明らかにしない（する必要がない）場合は、不明部分を不明としたまま、明らかな箇所のみを記載した「援助要請受理・処理簿」等を作成する（統計処理のため）。

##### (イ) 警察からの情報を端緒として援助を行う場合

- ① 警察からの情報が口頭により提供された場合は、相談事業に係る担当責任者（以下「相談担当責任者」という。）は、その内容を「警察提供情報受理票」に記載、「援助要請受理・処理簿」を作成した上、速やかに当該犯罪被害者等の相談に応ずる者を指定する。

なお、担当責任者からあらかじめ指定を受けている者が警察からの情報を一次的に受けた場合は、担当責任者に速やかに連絡した上で、担当責任者が上記措置を講じる。

<注>

※ 原則、相談担当責任者が情報を受けることとする。

- ② 担当に命じられた犯罪被害相談員は、速やかに犯罪被害者等に連絡し、当該犯罪被害者等の要望を聴取するとともに、その結果を相談担当責任者に報告する。
- ③ 相談担当責任者は、警察から提供を受けた情報及び対応措置について代表者まで報告する。
- ④ 相談担当責任者は、当該犯罪被害者等に対して行った援助の措置について、必要に応じ、情報提供元の警察に連絡する。

<注>

※ 警察への連絡は、援助の初回及び終了時のほかは、必要に応じ行う。

- (ウ) 端緒以外（援助の過程）で警察から情報を受理した場合
  - ① 援助の過程において、警察から口頭にて情報を受けた場合、担当責任者（又はその指定を受けた犯罪被害相談員等）は、「警察提供情報受理票」にその内容を記載する。
  - ② 担当責任者（又はその指定を受けた犯罪被害相談員等）は、「警察提供情報受理票」を「援助実施結果票」に添付した上、提供を受けた情報及び対応措置について、代表者まで報告する。
- (エ) 援助過程において犯罪被害者等が他の援助を求めた場合
  - ① 犯罪被害相談員等は、犯罪被害者等が求める援助を単独で行い得ない場合は、その旨を「援助実施結果票」に記載し、担当責任者に報告する。
  - ② 担当責任者は犯罪被害者等が求める援助に係る担当責任者と調整し、担当者を決する。
- (オ) 他機関へ援助の引継ぎを行う場合
  - ① 犯罪被害相談員等は、援助の過程において、犯罪被害者等が児童相談所その他の関係機関（団体）の援助を受けることが適当と認めたときは、犯罪被害者等の同意を得、さらに担当責任者、総括責任者及び代表者の承認を得て、当該関係機関（団体）に援助の要請を行う。
  - ② 上記の措置をとる場合、担当責任者は、当該関係機関（団体）との調整に当たる。
- (カ) 援助を終了する場合
  - ① 犯罪被害者等が援助の継続を希望するときは、原則継続して行う。
  - ② 犯罪被害者等が援助の継続を希望しないとき又は犯罪被害相談員等が援助を継続して行う必要がないと認めるときは、犯罪被害者等の同意を得、担当責任者、総括責任者及び代表者の承認を得て、援助を終了することができる。

エ その他

仮に、相談事業等に関し、援助に要した実費分（例：犯罪被害相談員等が遠方へ赴いた際の交通費）を犯罪被害者等から徴収する場合には、その詳細について規定する。

## (2) 相談事業及び申請補助事業

### ア 実施方法

(ア) 内容

- a 相談事業及び申請補助事業の実施の手段（例：面接（施設内外）、電話、手紙、電子メール）を特定する。
- b 事務所内において面接により行う場合は、相談対応等のための部屋において行うこととする。
- c 事務所外において面接により行う場合は、原則1人で赴かないこととする。
- d 電話による場合は、その内容が部外の者に聞こえない事務所内の場所で行うこととする。
- e 手紙、電子メールの方法で行う場合は、外部の者から見えない事務所内の場所で作業を行うこととする。

(イ) 留意事項

- a プライバシーの保護及び公私混同の防止のため、犯罪被害相談員の自宅等で作業を行ってはならない。
- b 手紙、電子メールによる相談等は、犯罪被害の状況を把握する上で限界があり、いたずら等を防止する上でも、電話や面接に移行するように努める。
- c 手紙、電子メールによる相談等は必要事項ではない。
- d 電子メールについては、技術的にプライバシーの保護が確保されていることが必要である。

イ 犯罪被害相談員の職務を補助する場合の実施方法

犯罪被害相談員の職務の補助は、団体の職員がこれを行い、犯罪被害相談員の責任の下、常に犯罪被害相談員が補助者の言動を監視し、補助者が不適切な対応を行ったときに即時に修正できるような態様で行うこととする。

(3) 直接的支援事業

ア 事業内容

(ア) 内容

直接的支援事業の具体的内容について詳細に規定する（例：犯罪被害者等の家事の支援、犯罪被害者等の職場等関係者への連絡、病院や警察署等への付添い、犯罪被害者等の自助グループの支援等。なお、物品の提供又は貸与については品目も特定する。）。

(イ) 留意事項

直接的支援事業の具体的内容は多岐にわたるが、指定制度の趣旨にかんがみ、何らかの危機介入的支援が包含されるべきである。

イ 実施方法

(ア) 内容

- a 施設以外で援助を行う場合は、原則として犯罪被害者直接支援員が2人で行うこととする。
- b 施設以外で援助を行う場合は、相談に移行することに備え、犯罪被害相談員が対応できるようにしておくこととする（2人のうち1人は犯罪被害相談員たる資格を有する者であることが望ましい。）。

(イ) 留意事項

物品や供与又は貸与等については、予算上の制約もあることから、支援の対象を限定することも考えられるが、その際には援助要件、要件審査、供与等の手続（管理簿の作成等）、返還手続等について詳細に規定する必要がある。

7 その他相談事業等の実施に関し必要な事項

(1) 遵守事項

相談業務等を行うに当たっての遵守事項として以下の事項を定める。

ア 共通事項

- ・ 犯罪被害者等の信条や性別等により不当に差別的に取り扱わないこと。
- ・ 犯罪被害者等から聴取する情報は、業務遂行に必要な範囲に限ること。
- ・ 業務に関して知り得た情報を業務上必要な者以外の者に知らせ、又は当該犯罪被害者等の援助以外の目的に利用しないこと。
- ・ 業務を利用して自己又は第三者の利益を図らないこと。
- ・ 特に必要があると認められる場合を除き、犯罪被害者等から、金銭、印鑑又は権利義務に関する書類等を預からないこと。
- ・ 職務に関する謝礼として、個人的に金品その他の財産上の利益を受け取らないこと。
- ・ 援助を受けた者に対して寄附の強要をしないこと。
- ・ 犯罪被害者等の要望と意見を十分に尊重すること。
- ・ 警察や関係機関の活動との調和及び連携に努めること。

イ 犯罪被害相談員

- ・ 特定の信条を押しつけないこと。
- ・ 自ら契約書、和解書、示談書、念書その他権利義務に関する書類を作成しないこと。
- ・ 金銭関係に関する相談に当たっては、当事者の過失割合、示談金額等について断定的な発言又は期待をさせる発言をしないこと。
- ・ 特定の事件に係る刑事処分に関して断定的な発言又は期待をさせる発言をしないこと。
- ・ 相談内容が即答できないものであるときは、犯罪被害者等に後日の回答を約し、保留すること。この場合、担当責任者又は総括責任者は、関係機関・団体等に照会するなど、当該疑問点の解明に努め、適切な回答ができるよう努めること。

ウ 犯罪被害者等給付金申請補助員

- ・ 給付金の支給を受けることのできる犯罪被害者等の資格及び範囲、不支給事由等の必要的事項は必ず説明すること。
- ・ 一般的な説明のみを行い、個別具体的な法の適用関係には言及しないこと。
- ・ 支給額に関して断定的な発言又は期待をさせる発言をしないこと。
- ・ 申請は申請者自らが行き、代理や代筆等の関与は行わないこと。

- ・ 裁定の申請以外（支給金申請等）について補助しないこと。
- ・ 不明な点（法の適用関係など個別具体的な事項を含む。）については、警察に対応を求めること。

#### エ 犯罪被害者直接支援員

- ・ 自己のできる援助の範囲をあらかじめ犯罪被害者等に説明すること。
- ・ 犯罪被害者等が真に求めているものを見極めることに努めること。
- ・ 犯罪被害者等が必要としている情報又は援助を提供するに当たっては、選択肢を提供し、犯罪被害者等が自ら決められるようにすること。
- ・ 犯罪被害者等との会話は、安心して話ができる場所において行うこと。
- ・ 犯罪被害者等との信頼関係を築くことに努め、安易な約束、軽はずみな発言をしないこと。

#### (2) スーパーバイザーの運用等

ア 総括責任者及び担当責任者は、犯罪被害相談員等に対し、業務上必要とされる知識及び技能の維持向上を図るための指導及び助言並びにメンタルケアを行う者として、スーパーバイザーを運用することとする。

イ 担当責任者は、犯罪被害相談員等がストレスを感じていないかについて常に注意を払い、必要な場合には、スーパーバイザーを活用するなど早期に適切な対応をとることとする。

#### (3) 苦情に対する措置

相談業務等の実施に関し苦情があった場合に迅速かつ適切に対応するための手続について規定する必要があるが、例えば次の事項を定める。

- ① 援助の実施に関して、犯罪被害者等その他関係者より苦情の申出があった場合、これを受理した者は、速やかに、総括責任者に報告する。
- ② 総括責任者は、担当責任者とともに、その原因追及に努めるとともに、誠意をもって適切な対応を行う。
- ③ 総括責任者は、苦情内容、苦情の原因たる事実及び講じた措置を記載した苦情処理簿を作成する。
- ④ 総括責任者は、必要に応じて、苦情処理簿の記載内容について代表者に報告する。
- ⑤ 総括責任者及び担当責任者は、必要に応じて職員に対する啓発及び教育を行う。
- ⑥ 代表者は、必要に応じて、苦情処理簿の記載内容について警察本部長に届け出る。

<注>

※ 警察本部長に届け出る場合としての「必要に応じて」とは、警察から受けた情報を放置していた事実があった場合など、犯罪被害者等早期援助団体の信用に関わる事実があった場合を指す。

#### (4) 細則への委任

この規程に定めるもののほか、相談事業等の実施に関し必要な事項は、細則で定めることとする。

<注>

※ 規則により定めることが求められている事項を細則で定めたときは、公安委員会に届け出る。

<その他の留意事項>

① 指定の対象以外の被害者支援についても、事業規程の内容を可能な限り適用させることが望ましい。

なお、この際、指定の対象以外の被害者支援を行うために、指定の対象となる相談業務等に関して知り得た情報を原則として利用してはならないことに留意する必要がある。

② 犯罪被害者支援以外の事業を行う団体にあつては、以下について規定する必要がある。

- ・ その他事業を行うに相談業務等に関して知り得た情報を利用しないこと。
- ・ 被害者等に物品販売の勧誘を行うなど、その他事業の実施に相談業務等を利用しないこと。
- ・ その他事業の運営に有意な者を援助の面で優遇するなど被害者等に対して不公正な取扱いをしないこと。

援助要請受理・処理簿						
受理番号	令和 年 第 号					
受理年月日	令和 年 月 日 ( ) 時 分					
犯罪被害者等	犯罪被害者・遺族の別	犯罪被害者 ・ 遺族				
	職業 氏名 性別・年齢	男・女 ( 歳)				
	住所	電話 ( )				
	犯罪被害者が 希望する連絡先	電話 ( )				
犯罪被害に係る 事案の概要						
援助要請の端緒	本人から・警察から (所属: )・その他 ( )					
受理方法	電話・面接 (場所: )・その他 ( )					
受理者						
援助実施年月日 (援助実施担当者 名) ※ 担当責任者が 記載	相 談	( / / )	( / / )	( / / )	( / / )	( / / )
	申請補助	( / / )				
	直接的支援	( / / )	( / / )	( / / )	( / / )	( / / )
引継ぎ	年月日	令和 年 月 日 ( )				
	機関(団体)名					
	承認欄	理事長	総括責任者	担当責任者		
援助終了	年月日	令和 年 月 日 ( )				
	終了事由	被害回復・他機関(団体)へ引継ぎ・その他 ( )				
	承認欄	代表者	総括責任者	担当責任者		

援助実施結果票			
援助実施年月日	令和 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分		
援助実施担当者			
犯罪被害者等の氏名	(男・女)		
犯罪被害に係る 事案の概要			
被 疑 者	検挙 ・ 未検挙 / 成年 ・ 少年		
警察からの情報提供の有無	有 (詳細については別紙) ・ 無		
犯罪被害状況			
援助実施概要	援助の種類	相談・申請補助・直接的支援 ( )	
	援助の方法	電話・面接 (場所: ) ・ その他 ( )	
	援助の内容		
次回援助予定	日時・場所		
	援助内容		
	担当者		
そ の 他			
確 認 欄	代表者	総括責任者	担当責任者

- 備考
- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 2 不要な欄は斜線で消すこと。
  - 3 「その他」の欄には、犯罪被害者等が希望する援助の具体的内容など援助を行うに当たって必要と思われる事項を記載する。

警察提供情報受理票		
受 理 日 時	令和 年 月 日 ( )	
情 報 提 供 元	都道府県 警察署 (担当者: 課 )	
受 理 者	担当責任者 (その指定を受けた者 )	
受 理 方 法	電話・面接 (場所 )	
犯罪被害者等の 氏名及び連絡先		
犯罪犯罪被害の 概要		
そ の 他		
確 認 欄	代表者	総括責任者

- 備考 1 警察からの情報提供が書面により行われた場合は、本用紙は省略できる。  
2 「その他」の欄には、犯罪被害者等が希望する援助の内容や警察において既に行った援助の内容などを記載する。

情報管理規程に盛り込まれるべき内容及びその留意事項

- 1 相談業務等に関して知り得た情報の管理に係る事務を統括管理する者に関する事項
  - (1) 内容
    - ア 相談業務等に関して知り得た情報（以下「特定情報」という。）の管理に係る事務を統括管理する者として、情報管理責任者を置くこととする。
    - イ 情報管理責任者は、以下の事項について随時代表者に報告することとする。
      - ①職員の意識の啓発及び教育に関する事項
      - ②記録物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項
      - ③代表者が特定情報の管理のため必要と認める事項
  - (2) 留意事項

情報管理責任者は、相談事業等の総括責任者と兼務させ、業務から一步離れた立場から、管理することとすることが望ましい。
- 2 相談業務等に関して知り得た情報の適切な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項
  - (1) 内容
    - ア 特定情報の管理に係る啓発及び教育の実施責任者を情報管理責任者とする。
    - イ 研修の種類は次のとおりとする。
      - ① 新たに職員として採用され、又は新たに特定情報を取り扱う業務に従事することとなった職員に対する研修
      - ② 随時研修
      - ③ その他代表者が必要と認める研修
  - (2) 留意事項

②の随時研修は、少なくとも、特定情報を取り扱う職員に対し、最低毎年1回実施する。
- 3 相談業務等に関して知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項
  - (1) 定義
    - ア 内容

「相談業務等に関して知り得た情報の記録された物」とは、特定情報を記録した文書、図画及び電磁的記録（以下「特定資料」という。）である。
    - イ 留意事項
      - (7) 「特定資料」には、「援助要請受理・処理簿」「援助実施結果票」「警察提供情報受理票」など事業規程により作成が求められるもののみならず、職務上取得した物、犯罪被害者等に関し記載のある会計書類等が含まれる。

(イ) 犯罪被害者等のプライバシーの重要性や文書が紛失等した場合の影響の大きさにかんがみ、職務上作成する必要があるメモは、団体の貸与した専用ノート（特定資料として管理する。）以外には残さないこととするなどの措置をとることが望ましい。

(ウ) 仮に上記のようなことが不可能な場合には、個人メモを他人の目に触れないような形で保管させ、廃棄についても裁断・焼却・消去などの復元できないような形で行うなど、特定資料に準じた取扱いを行うための規定を置く必要がある。

## (2) 保管方法

### ア 一般

(ア) 特定資料は、施錠のできる保管庫に保管することとする。

(イ) 情報管理責任者は、特定資料の種類、保管開始年月日、使用（持ち出し）日時、使用（持ち出し）者等必要な事項を記載した保管簿を作成することとする。

(ウ) 情報管理責任者は、保管庫の鍵を管理し、その使用状況を記録した鍵管理簿を作成することとする。

(エ) 情報管理責任者は、特定資料に関し、定期的に点検するとともに、必要に応じ随時点検を行い、その管理状況を代表者に報告することとする。

### イ 電子計算機を用いて情報を処理又は管理する場合

(ア) 電子計算機及びその端末装置の操作は、あらかじめ情報管理責任者の指定する者以外の者が行ってはならないこととする。

(イ) 情報管理責任者は、情報の出力等を行うために必要なパスワードを設定しなければならないこととする。

(ウ) パスワードは、情報管理責任者がこれを管理し、必要に応じてこれを変更しなければならないこととする。

(エ) 情報管理責任者は、前記のほか、電子計算機及び端末機への不正なアクセスを防止するために必要な措置を講じることとする。

(オ) 情報管理責任者は、特定情報へのアクセス状況について、定期的に点検するとともに、必要に応じ随時点検を行い、その管理状況を代表者に報告することとする。

## (3) 事務所外への特定資料の持ち出し

ア 役員及び職員は、特定資料を事務所外へ持ち出そうとするときは、情報管理責任者の許可を受けなければならないこととする。

イ 情報管理責任者は、許可を与えた場合、その旨を保管簿に記載することとする。

## 4 その他相談業務等に関して知り得た情報の適切な管理のため必要な措置に関する事項

### (1) 団体内において特定情報を取り扱うことのできる者の範囲

#### ア 内容

特定情報の取扱いは、業務上必要と認められる役員及び職員のみが行うことが

できることとする。

イ 留意事項

特定情報を取り扱うことのできる者の範囲を、〇〇系の職員など団体内部の職名により具体的に列挙することが望ましい。

(2) 複写

ア 役員及び職員は、特定資料の内容を複写しようとするときは、情報管理責任者の許可を受けなければならないこととする。

イ 情報管理責任者は、許可を与えた場合、その旨を保管簿に記載することとする。

(3) 廃棄

ア 内容

(ア) 特定資料は、当該特定資料に記録されている情報の収集目的又は団体の活動上の必要性に照らし保管する必要がなくなった場合、廃棄しなければならないこととする。

(イ) 特定資料の廃棄は、情報管理責任者又はその指定する者が立ち会った上で、これを裁断し、焼却し、その記録を消去するなど特定情報を復元することができない方法により行うこととする。

(ウ) 情報管理責任者は、廃棄をした後、その旨を保管簿に記載することとする。

イ 留意事項

特定資料の保存期間を資料ごとに設定することが望ましい。その際、税制上求められる保存期間等にも留意する必要がある。

(4) 特定情報を団体外部へ提供する場合及び当該犯罪被害者等の援助の目的以外の目的で特定情報を利用する場合の手続

ア 内容

(ア) 実質的要件

- ① 法第23条第2項各号に掲げる事業の目的のためであること。
- ② 当該目的で利用することにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと。
- ③ 当該目的で利用することにより、犯罪の捜査、公訴の維持又は刑の執行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 団体外部に情報提供する場合は、提供先において、法令の規定その他の方法により秘密保持が確保されていると認められること。

なお、必要があると認めるときは、提供先に対し、特定情報について、使用の目的若しくは方法その他使用の態様に関し必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(イ) 手続的要件

- ① 利用目的を特定の上、文書により犯罪被害者等の同意を得る。
- ② 情報管理責任者及び代表者の承認を得る。
- ③ 警察から提供を受けた情報については、提供元の警察本部長等の承認を得る。

④ 情報の提供後、情報管理責任者は、その旨を保管簿に記載する。

イ 留意事項

アで定める要件は、次のような場合を想定したものである。

- ・ 他の団体に援助の引継ぎを行う際に犯罪被害者等の情報を与えるなど、特定情報を団体外部へ提供する場合。
- ・ 部内研修等で特定の犯罪被害者等の援助に関して紹介するなど、当該犯罪被害者等の援助以外の目的で特定情報を利用する場合。

(5) 苦情に対する措置

特定情報の取扱いに関し苦情があった場合に迅速かつ適切に対応するための手続について規定する必要があるが、例えば次の事項を定める。

- ① 特定情報の取扱いに関して、犯罪被害者等その他関係者より苦情の申出があった場合、これを受理した者は、速やかに、情報管理責任者に報告する。
- ② 情報管理責任者は、その原因追及に努めるとともに、誠意をもって適切な対応を行う。
- ③ 情報管理責任者は、苦情内容、苦情の原因たる事実及び講じた措置を記載した苦情処理簿を作成する。
- ④ 情報管理責任者は、速やかに、苦情処理簿の記載内容について代表者に報告する。
- ⑤ 情報管理責任者は、必要に応じて職員に対する啓発及び教育を行う。
- ⑥ 代表者は、必要に応じて、苦情処理簿の記載内容について警察本部長に届け出る。

<注>

※ 苦情内容が事実に基づかない場合は、警察本部長に届け出ることを要しない。

(6) 特定情報の不正な取扱いに対する措置

ア 情報管理責任者は、特定資料又は特定情報が不正に取り扱われた疑いがあると認めるときは、直ちに事実の調査を行い、不正な取扱いが明らかとなったときは、速やかに代表者に報告することとする。

イ 前記報告があった場合、代表者は、速やかに必要な措置を講じるとともに、不正な取扱いに係る事実及び講じた措置について警察本部長に届け出ることをとする。

5 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員並びにこれらの職にあった者が秘密を保持するために必要な措置に関する事項

(1) 服務規定

特定情報の取扱い及び秘密の保持に関する服務規定として以下の事項を定める。

- ・ 役員及び職員は、業務上知り得た秘密を尊重し、犯罪被害者等の名誉保持に努めなければならない。
- ・ 役員及び職員は、その職務の遂行に当たっては、特定情報の適切な取扱いに留

意しなければならない。

- ・ 役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、特定情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は法23条2項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。

<注>

※ ここでいう「他人」には、団体内の役員又は職員で、業務上当該特定情報を取り扱う必要がない者が含まれる。

(2) その他

職員の採用時に守秘義務（役員又は職員の身分を失った場合における守秘義務を含む。）に係る違約金の特約を設けることなどを定めることが考えられる。

6 その他

この規程に定めるもののほか、特定情報の管理及び秘密の保持に関し必要な事項は、細則で定めることとする。

<注>

※ 規則により定めることが求められている事項を細則で定めたときは、公安委員会に届け出る。

<その他の留意事項>

指定の対象以外の被害者等の支援を行う団体にあつては、これにより知り得た情報の取扱いについても、特定情報に係る規定を可能な限り適用させることが望ましい。

なお、別添1「事業規程に盛り込まれるべき内容及びその留意事項」<その他の留意事項>参照。

## 犯罪被害者等早期援助団体指定申請書

年 月 日

公安委員会 殿

指定を受けようとする法人の名称及び代表者の氏名

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項の規定による犯罪被害者等早期援助団体としての指定を申請します。

指定を受けようとする法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
援助事業を行う事務所の名称及び所在地	
当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等	
添付書類	

- 備考 1 「添付書類」の欄には、添付する書類名を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

規則第 1 条第 2 項第 2 号の規定により求められる書面

- イからホまでに掲げる者が各種別ごとに分かる書面

氏 名	役員	犯罪被害等相談員	犯罪被害者等給付金申請補助員	犯罪被害者直接支援員	援助事業に従事する職員	勤務形態

※ 該当する役職に○を付ける。

※ 「勤務形態」の欄には、常勤・非常勤の別、及び非常勤の場合はその勤務日時を記載する。

- 氏名、住所及び略歴を記載した書面

氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
最終学歴	
職 歴	----- ----- ----- ----- ----- -----
その他	

上記のとおり相違ありません。  
 年 月 日  
 (氏名)

- 誓約書面

年 月 日
〇〇公安委員会 殿
役職名又は呼称 氏名
誓 約 書
私は、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 4 条第 3 号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。